

# 中津市公共施設管理プラン

－暮らし満足 No.1 のまち「中津」を未来の子どもたちへ－



平成 29 年 3 月  
(令和 4 年 3 月一部改訂)

中津市



## はじめに

---



本市では、人口減少・少子高齢化社会への対応や社会保障費の増大など、財政運営上の課題は多く、これに加えて、築30年以上を経過した公共施設等の建替えや修繕等の老朽化対策を講じていく必要が生じています。

全国の多くの地方公共団体も同様に、これらの課題は深刻なものとなっていますが、本市においては「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」（第五次中津市総合計画）で掲げた「暮らし満足 No.1」のまちを実現するために、これらの課題を乗り越えて、安定した財政運営と強い行政基盤を確立しなければなりません。

これまで、毎年度の予算編成を通じて、市民のニーズに基づいた公共施設等の整備を行ってきましたが、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の配置の最適化など、さらに一步踏み込んだ、総合的な視点での管理が必要と考えます。

こうしたことから、将来の人口規模や財政状況にふさわしい行政サービスが継続的に提供できるよう、公共施設等を健全な資産として次世代へ引き継ぐ道標とするべく、「中津市行政サービス高度化プラン」に則しながら、「中津市公共施設管理プラン」を策定しました。

今後、「暮らし満足 No.1」のまちづくりを進めていくうえで、市民の皆様のご意見をいただきながら、本市における公共施設等のあり方を共に考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年3月

中津市長 奥塚正典

# 目次

## 第1章 計画の位置付け

1. 計画策定の背景と目的……………1
2. 各種計画との関連性……………2
3. 計画の対象……………3
4. 計画の期間……………4

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

1. 人口の見通し……………5
2. 財政運営の課題……………6
3. 財政運営の見通し……………7
4. 公共施設（公共建築物）の現状……………9
5. インフラ資産の現状……………11
6. 公共施設等の改修・更新費用の見通し……………12
7. 市民アンケートの結果……………17

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 課題の整理……………18
2. 基本指針……………19
3. 数値目標……………20
4. 実施方針……………21
5. 総量の抑制……………22
6. 長寿命化……………25
7. 効率的な運営……………28
8. 計画の推進体制……………31
9. 対策の実績と効果の見通し……………33

# 目次

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1. 市民文化系施設	36
2. 社会教育系施設	38
3. スポーツ・レクリエーション系施設	41
4. 学校教育系施設	45
5. 子育て支援施設	47
6. 保健・福祉施設	49
7. 産業系施設	51
8. 行政系施設	53
9. 公営住宅	55
10. 公園	56
11. 医療施設	57
12. 供給処理施設	57
13. 未利用公有財産	58
14. インフラ資産	59
15. 公営企業会計施設	61



## 一部改訂の概要

---

令和4年3月に行う一部改訂は、国からの要請（「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長発出））に基づき、以下の内容を追記するほか、各種統計データを直近の数値に置き換えるものです。

- ・有形固定資産減価償却率の推移
- ・ユニバーサルデザイン化に係る方針
- ・過去に行った対策の実績
- ・長寿命化対策を反映した場合の更新費用の見通し（対策の効果額）
- ・現在の維持管理経費

# 第1章

## 計画の位置付け



# 第1章 計画の位置付け

## 1.計画策定の背景と目的

人口減少社会への対応が求められる中、厳しい財政状況のもとで、老朽化したすべての公共施設等を更新していくことは困難な状況です。

高度経済成長期、国内では急激な都市化と人口増加により、学校、公民館等の公共建築物（いわゆるハコモノ）や、道路、上下水道等のインフラ資産（これらを総称して「公共施設等」という。）が一斉に整備されました。これらの公共施設等の多くが築30年以上を経過し、建替えや修繕等の更新需要のピークがやってきます。

人口減少社会への対応や、社会保障費の増大等に伴う厳しい財政状況を踏まえると、今後、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等を、このままの規模で維持していくことは困難です。

全国の多くの地方公共団体と同様に、本市もこのような課題に直面しており、その現状は「中津市公共施設白書」（平成28年4月公表）で明らかになったところです。

本市は、【暮らし満足 No.1 のまち「中津」】の実現に向けて、「安心づくり」「元気づくり」「未来づくり」を柱とした「なかつ安心・元気・未来プラン2017」（第五次中津市総合計画）を策定したところでありますが、その政策実現のためには、安定した財政運営と強い行政基盤の確立が必要です。

将来の人口規模や財政状況にふさわしい行政サービスが継続的に提供できるよう、「中津市行政サービス高度化プラン」に則しながら、すべての公共施設等を次の世代に健全な資産として引き継ぐ道標とするべく「中津市公共施設管理プラン」を策定します。

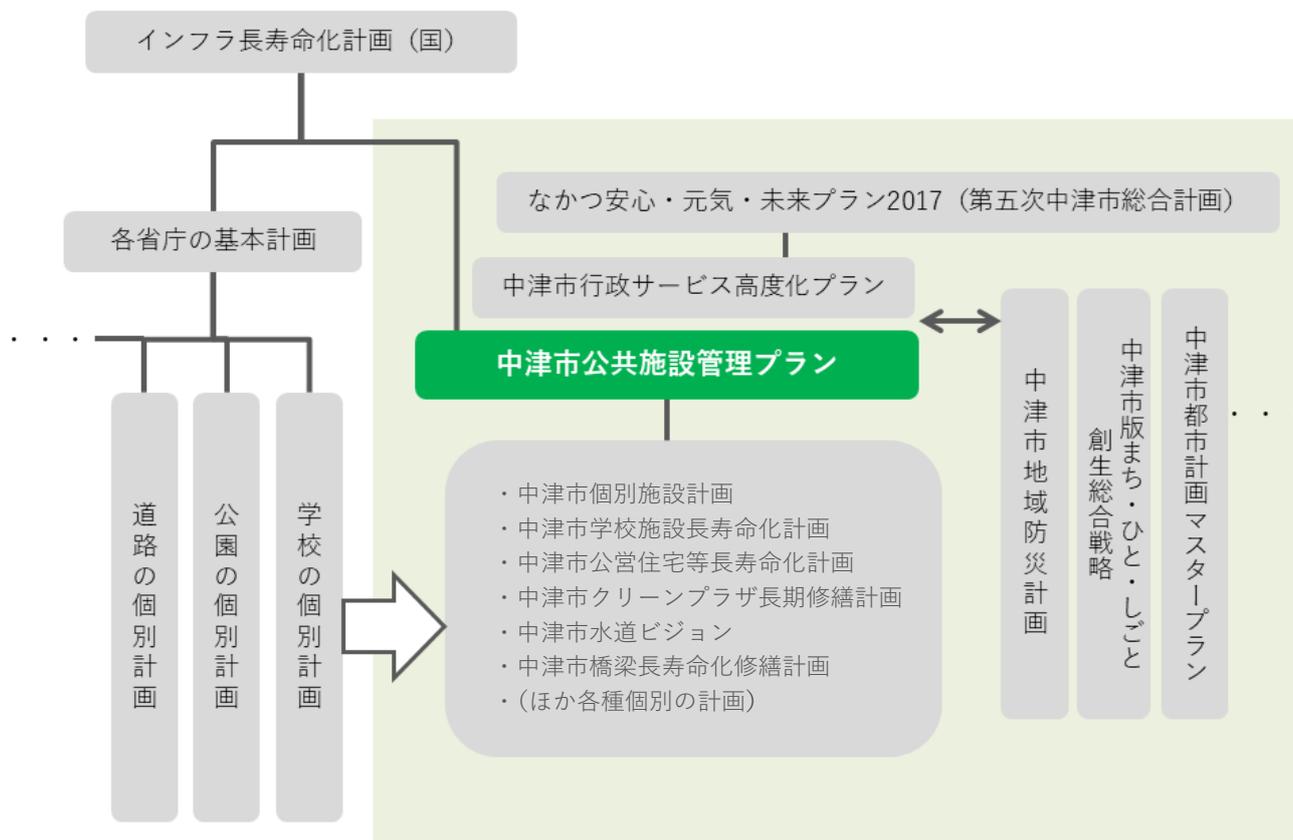
# 第1章 計画の位置付け

## 2.各種計画との関連性

本計画は、「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」や「中津市行政サービス高度化プラン」等を踏まえて策定するものです。

本計画は、これからの市政運営の基軸となる「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」（第五次中津市総合計画）を実現する礎として位置付けられる「中津市行政サービス高度化プラン」に則して策定します。また、「中津市地域防災計画」等の既存計画との整合も図ります。

なお、本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）における地方自治体版の行動計画に位置付けられるものであり、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知）を踏まえて策定するものです。

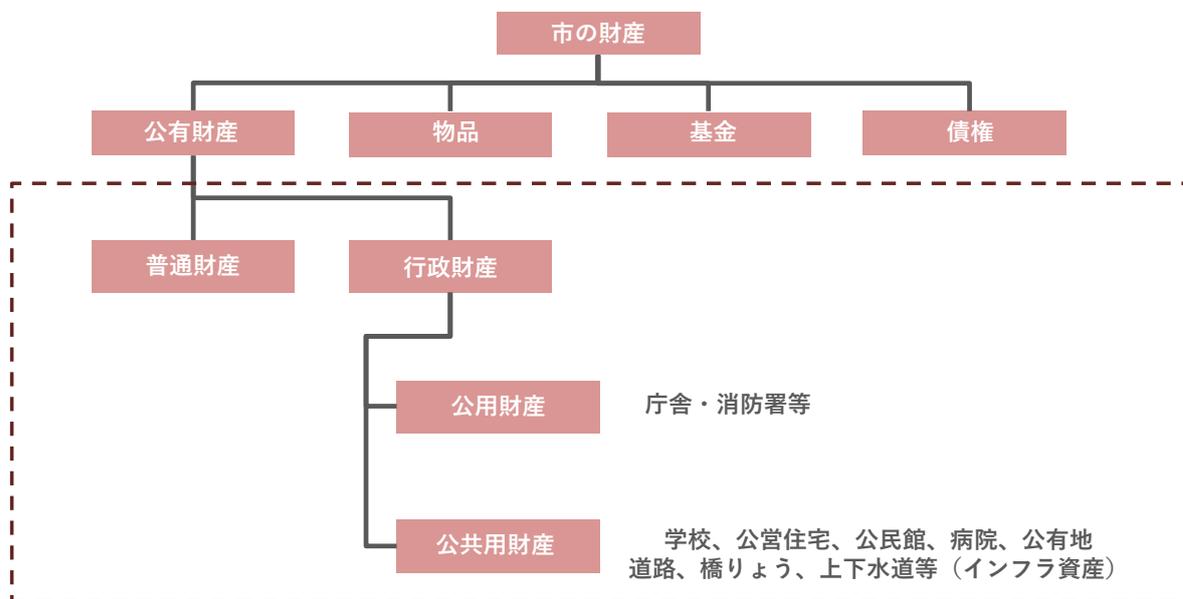


# 第1章 計画の位置付け

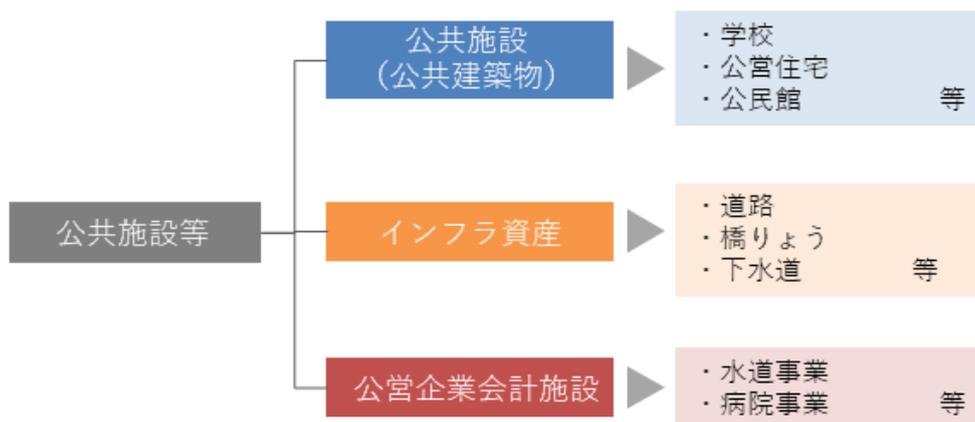
## 3.計画の対象

公共建築物のほか、インフラ資産、公営企業会計施設も対象とします。

地方公共団体が所有する財産の範囲は、地方自治法により定められています。本計画では、行政財産（直接的に公の目的に供される財産）と普通財産（行政財産以外の財産）を対象とします。



なお、本計画における「公共施設等」には、学校や市営住宅等の公共施設（公共建築物）、道路や橋りょう等のインフラ資産のほか、地方公営企業法を適用して独立採算が前提となる施設も含めることとします。



# 第1章 計画の位置付け

## 4.計画の期間

計画期間は、平成28年度から令和37年度までの40年間とします。

一般的に、建物の大規模改修が必要になる時期は建築後30年程度とされており、多様化する市民ニーズに応えながら、公共施設等の更新や長寿命化等のマネジメントを推進していくには、中長期的な視点が必要です。

そこで、公共施設（公共建築物）の現状を取りまとめた「中津市公共施設白書」（平成28年4月公表）を本市における公共施設等のマネジメントの第一歩と位置付け、平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間で計画期間とします。

## 第2章

公共施設等を取り巻く  
状況と将来の見通し



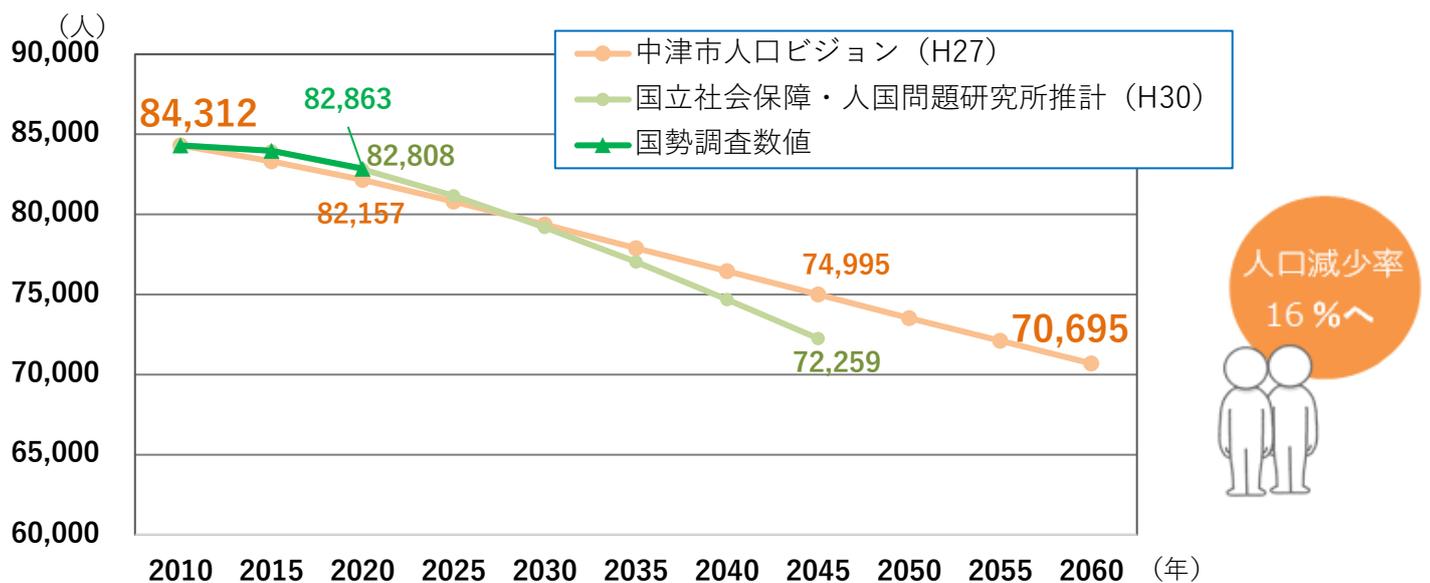
## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### 1.人口の見通し

2060年（令和42年）までの人口減少率は約16%です。

本市の将来人口は、「中津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の成果の積み上げとして表れる社会増等を加味して、2060年（令和42年）に70,695人と推計されています。

人口構造の変化は、税収や社会保障費等の増減の面で財政運営に影響を及ぼすだけでなく、公共施設等に対するニーズも変化することから、その動向に注視する必要があります。



【出典】 なかつ安心・元気・未来プラン 2017 改訂版

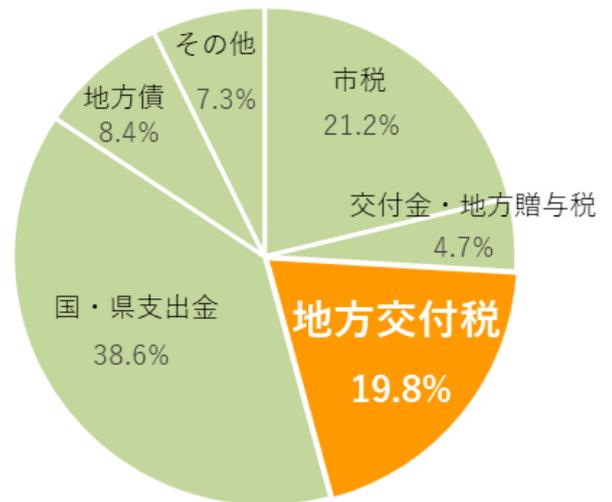
## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### 2.財政運営の課題

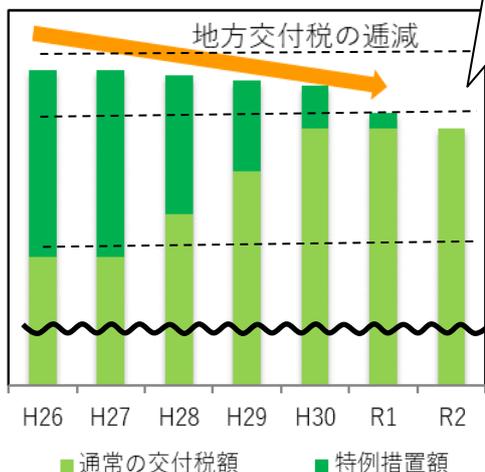
市町村合併の特例措置終了に伴い、歳入の減少が見込まれます。

普通交付税とは、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の基準によって地方公共団体へ再配分するものです。本市では歳入の約5分の1を占めています。平成17年3月の市町村合併後、特例措置として旧市町村ごとに算出される「合併算定替」により、普通交付税が交付されてきました。しかし、平成27年度以降、段階的に減額され、令和2年度には新中津市一本で算定された交付額となりました。その影響額は、平成26年度算定額を基準とすると、約7億7千万円の減額になりました。

歳入内訳の割合（令和2年度決算）



約7億7千万円減少



また、本市では建設事業の資金として「旧合併特例事業債」や旧下毛地区では「過疎対策事業債」といったいわゆる優良債（後年度の元利償還金に対して70%相当額が交付税算入される）と呼ばれる地方債を活用し、建設事業を行ってきました。

しかしながら、旧合併特例事業債の発行は令和元年度までとなっており、また、過疎対策事業債については、本市への発行配分が年平均5億円程度であることなど、地方債を活用して建設事業を行うにしても、財政運営面でのメリットは少なくなっていく状況にあります。

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### 3.財政運営の見通し

社会保障費の増などにより、建設事業費の縮小が避けられない状況です。

現行制度が維持されるものと仮定して、直近の政府等の指標及び普通交付税の合併算定替終了に伴う減額見込を反映しながら、本市の令和7年度までの財政収支を機械的に試算した結果は以下のとおりです。

#### ◆財政推計

(単位：百万円)

区分	R1 (決算額)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
歳入	(1) 市税・交付税・臨時財政対策債等	22,969	22,560	22,730	23,052	22,909	22,591	22,301
	(2) 国県支出金	9,688	21,185	10,315	10,138	10,143	10,185	10,333
	(3) 起債(通常債)	3,042	3,690	2,620	3,200	3,200	3,200	3,200
	(4) 繰越金	861	598	300	300	300	300	300
	(5) その他収入	5,995	4,857	4,361	4,882	4,800	4,825	5,249
	うち基金繰入金	989	1,083	748	711	511	511	507
計	42,555	52,890	40,326	41,572	41,352	41,101	41,383	
歳出	(1) 義務的経費	23,068	22,810	22,626	22,660	22,315	22,222	21,874
	①人件費	7,903	7,591	7,436	7,423	7,272	7,332	7,250
	うち職員給与等	4,649	4,575	4,629	4,514	4,498	4,498	4,511
	うち退職手当	841	604	440	546	415	473	376
	②扶助費	9,961	10,183	10,346	10,541	10,608	10,677	10,748
	③公債費	5,204	5,036	4,844	4,696	4,435	4,213	3,876
	うち元金	5,010	4,890	4,724	4,593	4,340	4,122	3,787
	(2) 投資的経費	5,092	5,514	3,773	5,000	5,000	5,000	5,000
	①普通建設事業費	4,950	5,214	3,756	5,000	5,000	5,000	5,000
	②災害復旧費	142	300	17	0	0	0	0
(3) その他経費	13,024	25,514	15,204	14,489	14,421	14,570	14,643	
計	41,184	53,838	41,603	42,149	41,736	41,792	41,517	
収支(歳入-歳出)	1,371	△ 948	△ 1,277	△ 577	△ 384	△ 691	△ 134	

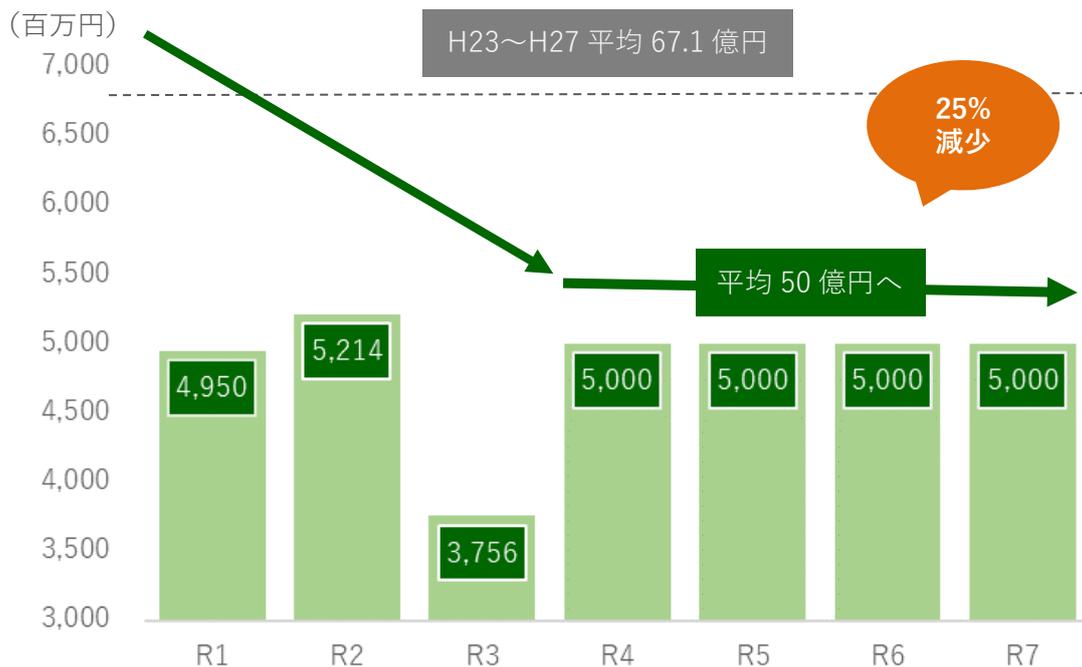
#### ◆財政推計の方法

歳入	(1) 市税・交付税・臨時債等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般財源総額は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケースを参考に試算</li> <li>普通交付税はR2より一本算定による試算(合併算定替の終了)</li> <li>臨時財政対策債は県「令和2年度中期財政収支の試算に係る参考数値」における伸び率により試算</li> </ul>
	(2) 国県支出金	・扶助費等歳出の伸びに連動
	(3) 起債(通常債)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併特例債の発行はR1をもって終了</li> <li>過疎債(ソフト分)は毎年度7千万円程度発行により推計</li> <li>過疎債(ハード分)は毎年度7億円程度発行により推計</li> </ul>
	(4) 基金等繰入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興基金を毎年度3億円繰入れ</li> <li>公債費の減に対応し、減債基金の繰入を減額</li> </ul>
歳出	(1) ①人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務職員は現員確保、技師職員の退職に伴う補充を反映</li> <li>給与額の新陳代謝を反映</li> </ul>
	(2) ②扶助費	・障がい福祉扶助費(事業所増設・定員増加)、児童措置費、子ども医療費(助成拡大分含む)等の伸率を反映
	(3) 投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4以降50億円で推計</li> <li>投資一般財源10億円程度で試算</li> </ul>
	(4) その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計繰出金は、社会保障費関係(国民健康保険事業、介護保険事業)の増額を反映</li> <li>その他特別会計は所要の繰出金額を計上</li> <li>物件費、維持補修費、補助費等は今後の所要額見込みを計上</li> </ul>

【出典】中津市ホームページ「財政推計の見直しについて」

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

本市では、平成17年3月1日の市町村合併以降、行財政改革により「人件費・物件費の削減」、「収入確保対策」等の取り組みを行ってきたところですが、社会保障費（扶助費）が増加傾向にあり、市が自由に使いみちを決めることができる財源が減ることにより、建設事業等にまわすことのできる財源も減少します。



平成23年度から平成27年度までの普通建設事業費の実績額は平均67.1億円でしたが、推計の結果によれば、令和4年度以降は50億円にまで縮小せざるを得ない状況です。

なお、財政推計は毎年度見直すこととしています。

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### 4.公共施設（公共建築物）の現状

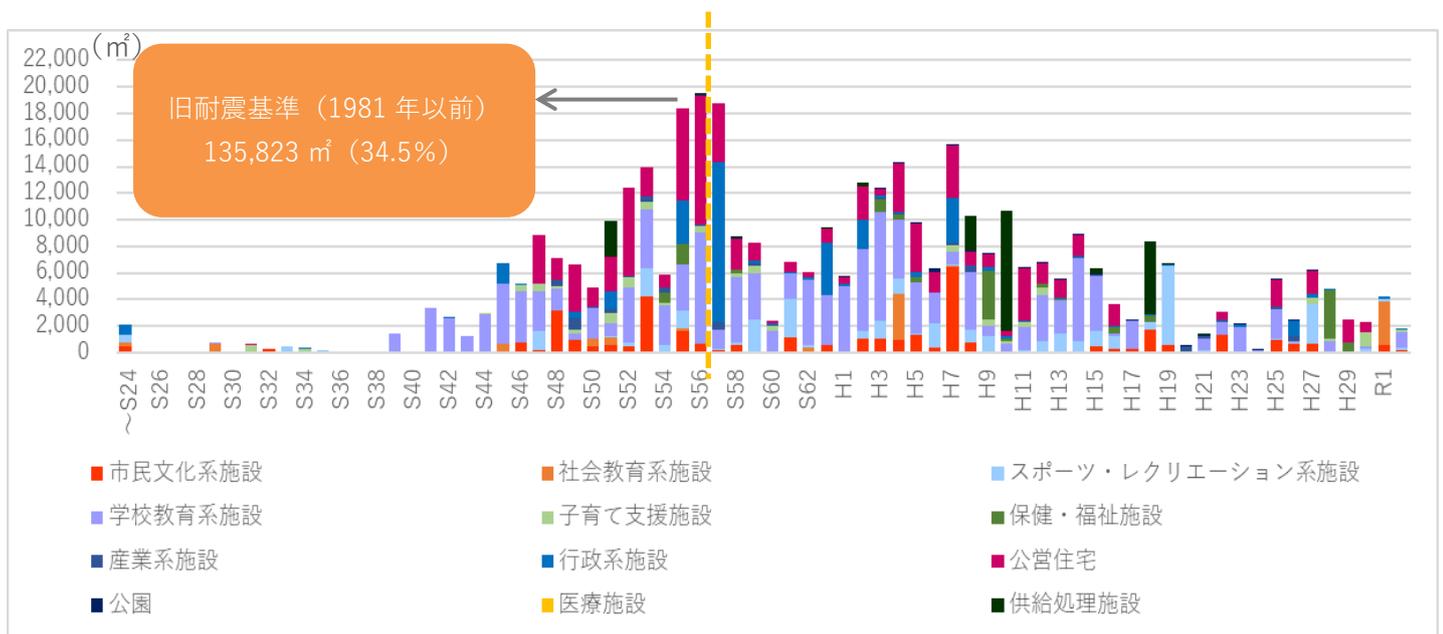
築30年以上が経過した公共施設（延床面積）は、全体の57.7%を占めます。

令和3年3月31日現在、本市が保有している公共施設（公共建築物）の総量は、以下のとおりです。  
（カッコ内の数値は平成28年3月31日現在）

財産区分	会計区分	施設数	延床面積	(施設数)	(延床面積)
行政財産	一般会計	467	394,056.87 m <sup>2</sup>	(482)	(392,915.50 m <sup>2</sup> )
	特別会計	13	9,461.11 m <sup>2</sup>	(39)	(30,969.09 m <sup>2</sup> )
普通財産	(一般会計)	64	18,738.43 m <sup>2</sup>	(64)	(18,621.90 m <sup>2</sup> )
合計		544	422,256.41 m <sup>2</sup>	(585)	(442,506.49 m <sup>2</sup> )

行政財産のうち、一般会計に属する公共施設の内訳をみると、旧耐震基準（1981年以前）で建設された建物は約13.6万m<sup>2</sup>（34.5%）であり、また、築30年以上の建物が22.7万m<sup>2</sup>（57.7%）、そのうち築40年以上の建物は13.6万m<sup>2</sup>（34.5%）となっています。

このように、築30年以上経過した施設の面積の割合は、平成27年度末では全体の47.6%でしたが、このまま推移すると10年後（令和7年度）には69.3%を超え、老朽化に伴う修繕・更新に係る財政負担の増大が懸念されます。



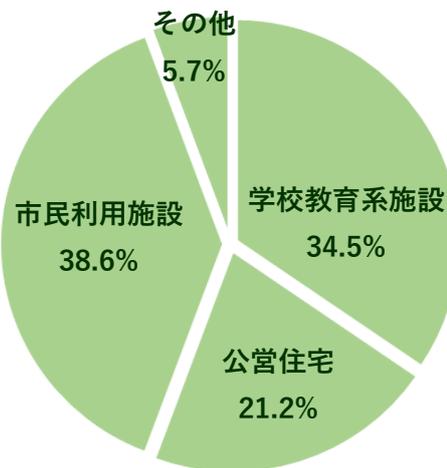
## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

一方、用途別では、学校教育系施設が全体の34.5%を占め、集会施設やスポーツ・レクリエーション施設を含む市民利用施設が38.6%、公営住宅が21.2%を占めています。

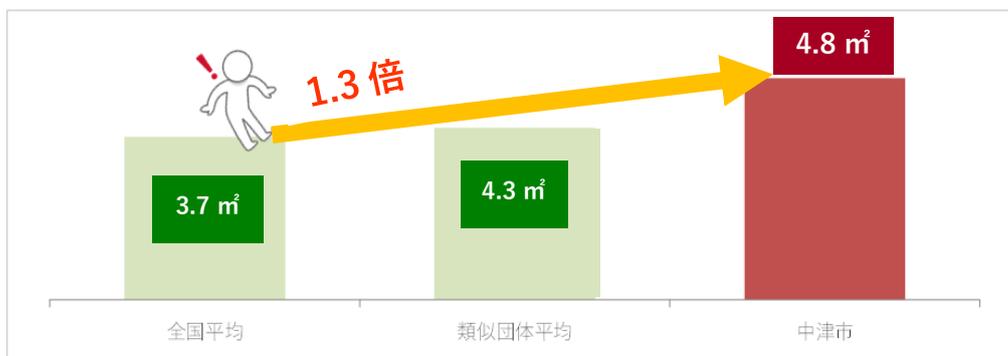
### 公共建築物の用途別面積割合

#### 【市民利用施設】

- ・市民文化系 ・社会教育系
- ・スポーツ・レクリエーション系
- ・子育て支援系 ・保健・福祉
- ・産業系 ・行政系
- ・公園 ・医療



また、人口一人当たりの施設保有面積について、人口・産業構造の近い類似団体と比較を行ったところ、本市は全国及び類似団体（※）と比べて、約1.3倍多いことが分かりました。



【出典】総務省 公共施設状況調経年比較表 市町村経年比較表（平成18年度～令和元年度）

※「類似団体」とは、国勢調査をもとにした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村を指します。

なお、公共施設等の老朽化率を示す指標として、「有形固定資産減価償却率」があり、この数値が大きいほど、老朽化が進んでいることを意味します。本市の「有形固定資産減価償却率」は、以下のとおりであり、公共施設等老朽化が進んでいることがわかります。（単位：%）

H27	H28	H29	H30	R1
57.8	59.5	60.4	61.4	61.8

【出典】総務省 令和元年度 財政状況資料集

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### 5. インフラ資産の現状

令和3年3月31日現在、本市が所有するインフラ資産のうち、道路、橋りょう、下水道、水道の総量は、以下のとおりです。

#### ① 道路

区分	路線数	延長	面積
市道	1,840 路線	896,700 m	4,865,925 m <sup>2</sup>
農道	2,097 路線	376,301 m	—
林道	135 路線	229,781 m	—
合計	4,072 路線	1,502,782 m	—

#### ② 橋りょう

区分	橋りょう数	延長	面積
コンクリート床版橋	653 本	9,246 m	48,615 m <sup>2</sup>
鋼橋	42 本	1,163 m	6,546 m <sup>2</sup>
石橋	39 本	706 m	2,905 m <sup>2</sup>
合計	734 本	11,115 m	58,066 m <sup>2</sup>

#### ③ 下水道

区分	延長
污水管（下水道事業）	254 km
雨水管（下水道事業）	9 km
污水管（農業集落排水事業）	77 km
污水管（小規模集合排水処理事業）	1 km
合計	341 km

#### ④ 上水道

区分	延長
導水管	2 km
送水管	19 km
配水管	564 km
合計	585 km

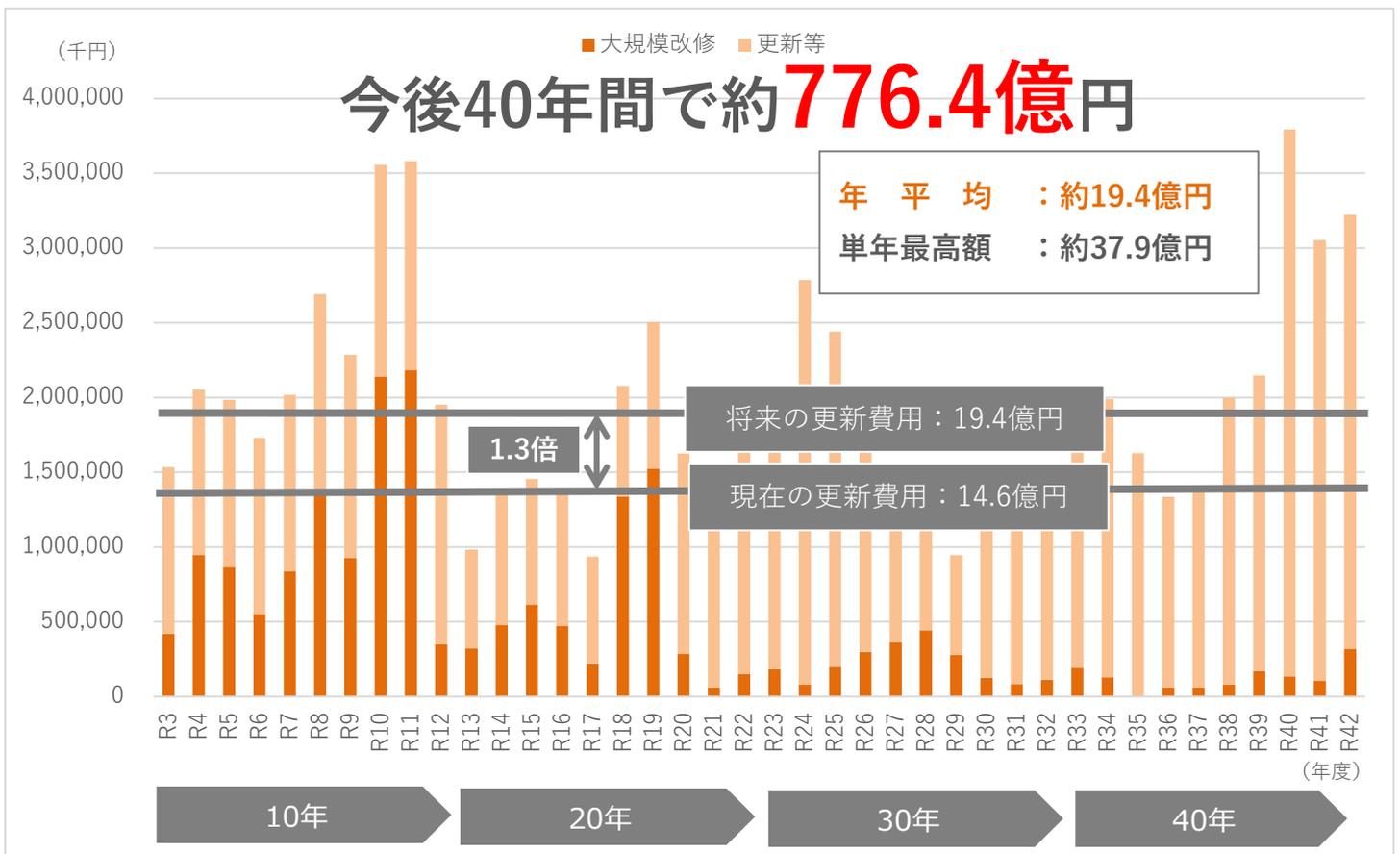
## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### 6.公共施設等の改修・更新費用の見通し

#### ①公共施設（公共建築物）の改修・更新費用の見通し

公共建築物の改修や更新に要する費用は、現在の約1.3倍と見込まれます。

本市が令和3年3月31日現在で所有する公共建築物（一般会計の行政財産に限る）をそのまま維持していくという条件設定の下で、令和3年度（2021年度）から令和42年度（2060年度）までの40年間の建替えや改修に要する費用を試算した結果、その総額は776.4億円となりました。40年間における一年当たりの平均は19.4億円となり、直近5ヶ年（平成28年度～令和2年度）における改修等に要した経費の年平均14.6億円と比較すると、約1.3倍に相当します。

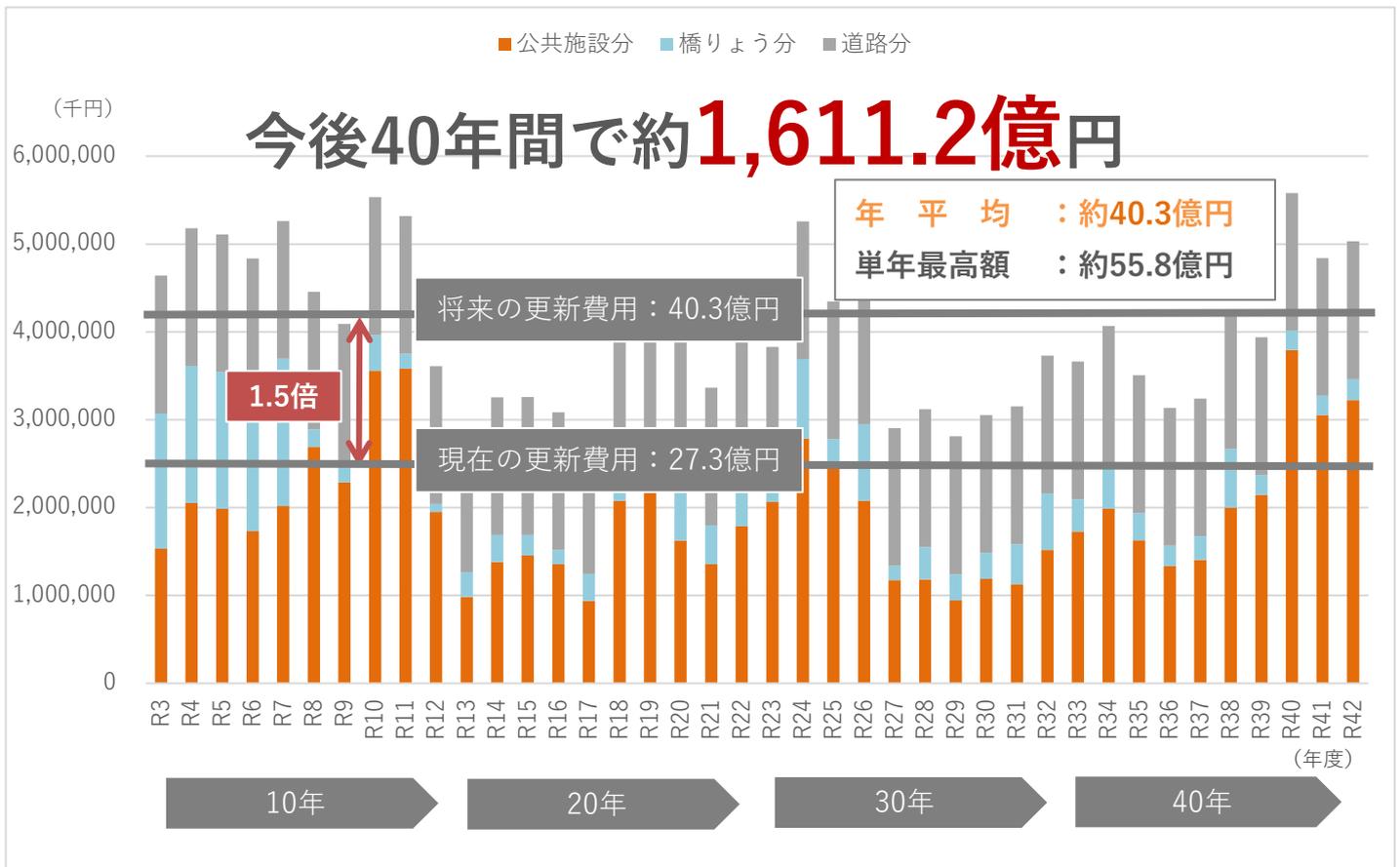


## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### ②公共施設等の改修・更新費用の見通し

道路・橋りょうの更新に要する費用を含めると、現在の約1.5倍と見込まれます。

さらに、前ページの試算結果に、本市が令和3年3月31日現在で所有するインフラ資産（道路・橋りょうに限る）の更新費用の試算結果を加算すると、その総額は1,611.4億円となりました。40年間における一年当たりの平均は40.3億円となり、直近5ヶ年（平成28年度～令和2年度）における改修等に要した経費の年平均27.3億円と比較すると、約1.5倍に相当します。



## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### ③改修・更新費用の試算方法

なお、改修・更新費用の推計は、総務省および一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10」の考え方に従い、以下の条件で行いました。

#### ◇公共施設（公共建築物）

- ・更新費用の算出は「延床面積（㎡） × 施設別単価」で算出する
- ・更新は同じ延床面積で行う
- ・耐用年数の到達年度に更新に着手する（3 か年事業）
- ・耐用年数は 60 年とする（日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」）
- ・耐用年数の半分（建築後 30 年）で大規模改修に着手する（2 か年事業）
- ・大規模改修における施設別単価は、施設別更新単価の 60%とする
- ・建築後 31 年以上 50 年未満（推計時に大規模改修時期が到達している建物）は、推計初年度から 10 年間かけて均等に大規模改修を行う
- ・建築後 51 年以上 60 年未満（推計時に大規模改修時期が到達している建物）は、建替え時期が近いので大規模改修を行わない
- ・建築後 61 年以上（推計時に耐用年数が到達している建物）は、推計初年度から 10 年間かけて均等に建替えを行う

また、本市の状況に応じた推計を行うため、「公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10」に対して以下のカスタマイズを行い、更新単価を設定しました。

- ・更新単価は、「地域総合整備財団」が示した単価ではなく、新基準の地方公会計に移行するために整備している本市の「固定資産台帳」の評価額から算出した単価を採用する
- ・大規模改修を実施した建物は、建築後 30 年目の大規模改修費用を計上しない

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

分類	大規模改修単価	更新単価
市民文化系施設	7万円/㎡	11万円/㎡
社会教育系施設	8万円/㎡	13万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	8万円/㎡	14万円/㎡
産業系施設	4万円/㎡	7万円/㎡
学校教育系施設	7万円/㎡	13万円/㎡
子育て支援施設	5万円/㎡	9万円/㎡
保健・福祉施設	8万円/㎡	14万円/㎡
医療施設	6万円/㎡	10万円/㎡
行政系施設	13万円/㎡	20万円/㎡
公営住宅	7万円/㎡	12万円/㎡
公園	7万円/㎡	13万円/㎡
供給処理施設	42万円/㎡	76万円/㎡
その他	6万円/㎡	10万円/㎡

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

### ◇道路・橋りょう

- ・更新費用の算出は「延床面積（㎡） × 更新単価」で算出する
- ・更新は同じ延床面積で行う
- ・道路は現時点の総面積を15年間ですべて更新とした場合の単年での平均額
- ・橋りょうは現時点で積み残している更新処理を5年で割り当てる

また、本市の状況に応じた推計を行うため、「公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10」に対して以下のカスタマイズを行い、更新単価を設定しました。

- ・更新単価は、「地域総合整備財団」が示した単価ではなく、直近の工事実績額等から算出した単価を採用する

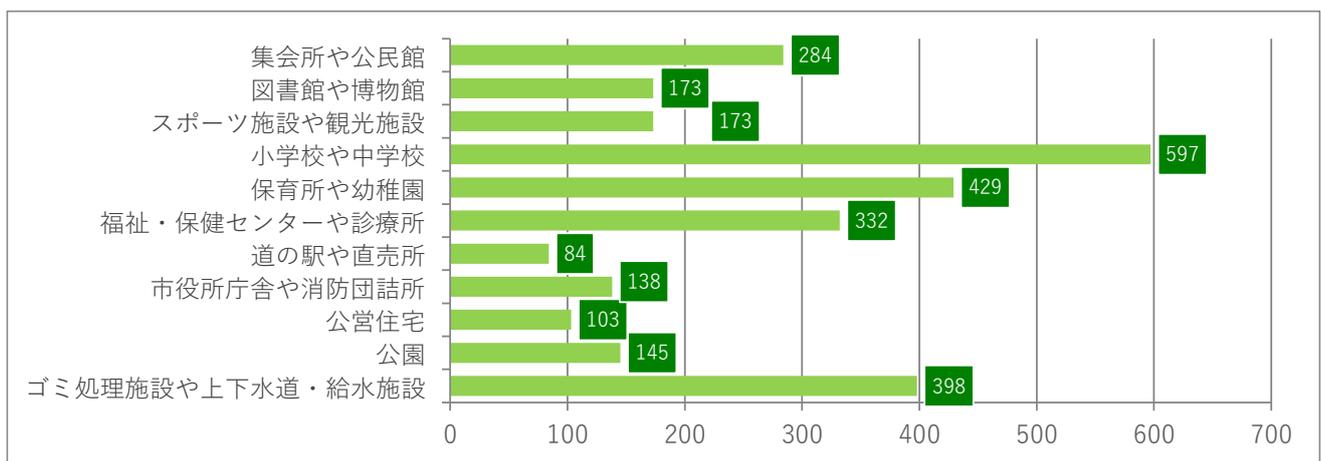
分類	更新年数	更新単価
道路	15年	4,832 円/㎡
橋りょう PC橋	60年	45.4 万円/㎡
橋りょう RC橋	60年	42.5 万円/㎡
橋りょう 鋼橋	60年	50.0 万円/㎡
橋りょう 石橋	60年	42.5 万円/㎡
橋りょう 木橋その他	60年	42.5 万円/㎡

## 第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

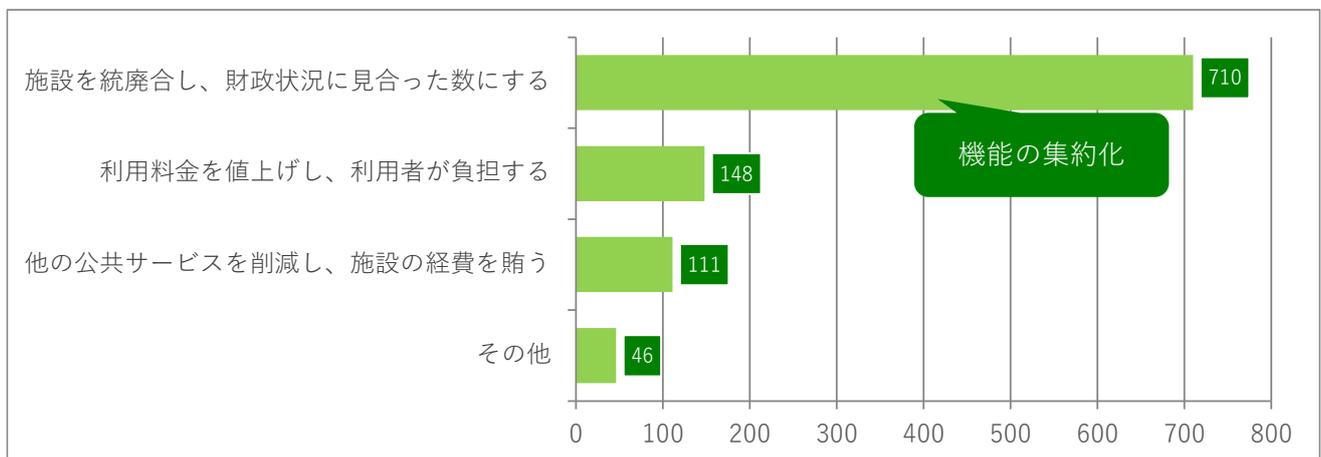
### 7.市民アンケートの結果

「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」（第五次中津市総合計画）の策定にあたり、中津市内にお住まいの方にアンケート調査を実施しました。公共施設の老朽化に関する設問の結果は、以下のとおりです。

III-14 将来にわたり、あなたが優先的に維持すべきと考える公共施設はどれですか？  
(回答は3つまで)



III-15 公共施設の建替えや維持管理に必要な経費が不足することになった場合、あなたはどのように対応すべきと考えますか？ (回答は1つのみ)





# 第3章

## 公共施設等の管理に 関する基本方針



## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 1. 課題の整理

---

#### ① 人口減少と少子高齢化の進展による市民ニーズの変化

人口減少、少子高齢化が進み、市民のライフスタイルの変化とともに、行政サービスの「質」と「量」が変化していくと考えられます。

#### ② 今後厳しくなる財政状況

社会保障費が増加する一方で、普通交付税の「合併算定替」終了に伴い歳入が減少するなど、本市の財政状況は厳しさを増しています。このような状況が続けば、公共施設等を良好な状態で保てなくなるおそれがあります。

#### ③ 老朽化施設の増大

公共施設等の多くは、本市の進展とともに整備されてきましたが、これらを一斉に更新する時期が迫ってきており、修繕や更新に係る財政負担の増大が懸念されます。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 2.基本指針

公共施設等の老朽化対策は、全国の多くの地方公共団体と同様に、本市においても深刻な課題となっています。そのため、未来を担う次の世代に負担をかけないためにも、選択と集中によってよりよい資産を残し、着実に公共施設等のマネジメントを推進していく必要があります。

また、公共施設等のマネジメントにおいては、施設総量を減らすことだけに着目されることが多いですが、「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」（第五次中津市総合計画）で掲げた「安心づくり」「元気づくり」「未来づくり」を実現するための礎として、市民と対話しながら取り組んでいく必要があります。

そこで、本市における公共施設等のマネジメントは、以下を基本指針として推進していきます。

**暮らし満足 No.1 のまち「中津」を未来の子どもたちへ**

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 3.数値目標

基本指針を実現するためには、行政サービスの水準を維持しつつ、社会情勢の変化や人口減少に伴う新たな行政サービスの提供も踏まえ、公共施設の総量を縮減して最適化を図るとともに、質の向上にも取り組む必要があります。人口減少、財政状況、一人当たりの延床面積の3つの視点から、公共施設総量最適化のための目標は、以下のとおりとします。

今後 40 年間で公共施設の延床面積を **20%** 削減します

(392,915.50 m<sup>2</sup> ⇒ 314,332.40 m<sup>2</sup>)

※目標の対象とする施設は、一般会計の行政財産 482 施設

なお、特別会計に属する施設は、特定の歳入をもって特定の事業の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置されていることや、地方公営企業会計に属する施設は、地方公営企業法を適用して独立採算で業務を実施していることを考慮し、本計画では一般会計が負担する公共施設の更新費用に着目して、数値目標を検討することとします。

一方、道路や橋りょう等のインフラ資産は、市民生活に直結する生活基盤ですが、利用頻度や重要度の低いものは廃止も含めた検討を行うこととし、維持管理コストの削減に努めます。

#### 人口減少の視点

83,965 人(2015 年国勢調査)から 70,695 人(2060 年)へ **16%の減少**

#### 財政状況の視点

改修等に要した経費の5ヵ年(平成23年度～平成27年度)実績と平成31年度以降の見込みから、投資的経費(事業費ベース)は **18%の削減**が必要

#### 一人当たりの延床面積の視点

平成26年度における人口一人当たりの延床面積を中津市 4.9 m<sup>2</sup>/人から全国平均 3.6 m<sup>2</sup>/人にするには、**27%の減少**が必要

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 4.実施方針

本市の公共施設等を取り巻く状況や課題を踏まえ、多様化する市民ニーズに対応した持続可能な行政サービスを提供していくために、以下の3つの実施方針のもとに公共施設等のマネジメントを推進します。

①総量の抑制	<ul style="list-style-type: none"><li>・類似機能の集約化</li><li>・他機能への転用</li><li>・機能の複合化（多機能化）</li><li>・必要最小限の更新（減築）</li><li>・民間事業者への売却や利用者への譲渡</li><li>・廃止や解体</li></ul>
②長寿命化	<ul style="list-style-type: none"><li>・点検及び診断等の適切な実施</li><li>・日常点検の充実</li><li>・計画的な予防保全の実施</li><li>・耐震化の実施と安全確保</li></ul>
③効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間活力の活用（PPP/PFI等）</li><li>・維持管理経費の削減</li><li>・新技術の積極的な導入</li><li>・他団体施設の相互利用</li><li>・遊休財産の売却や貸付</li><li>・受益者負担（使用料）の見直し</li></ul>

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

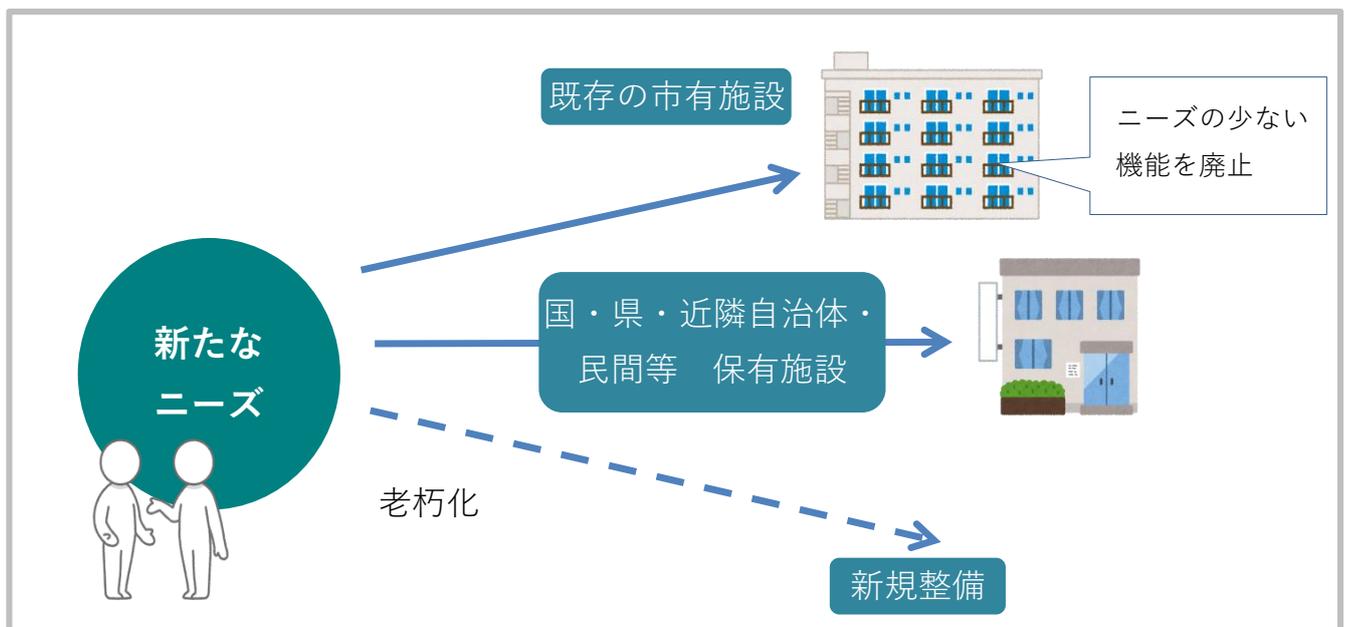
### 5.総量の抑制

公共施設（公共建築物）の老朽化等に伴い、建替え等の必要性が生じた場合は、総量最適化の観点から、次ページ以降に示す手法で施設総量の抑制を図ります。

公共施設の機能だけではなく、本来の設置目的、公共施設を使用する利用者のエリア、民間も含めた地域資源との連携や補完等にも着目し、まちづくりの観点から最適な量と質の確保を目指します。

なお、合理的な理由により、新たな機能を有する公共施設等を新規に整備する場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った整備内容とし、新たな市民ニーズに対応していくこととします。

#### 【公共施設（公共建築物）の総量の抑制（イメージ）】



# 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

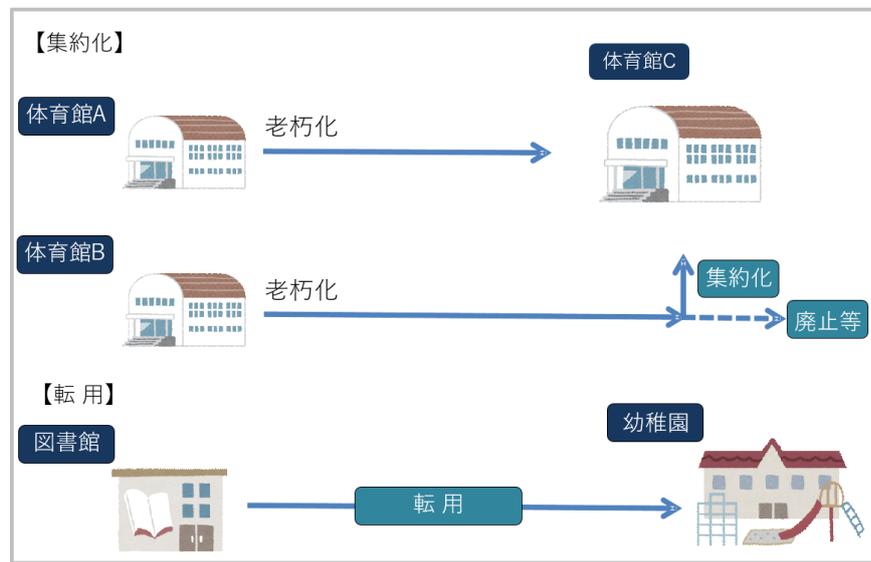
## ①類似機能の集約化

同一または類似する機能を有する複数の公共施設を、一体の公共施設として整備することを検討します。

## ②他機能への転用

既存の公共施設を改修し、他の機能を有する公共施設として利用することを検討します。

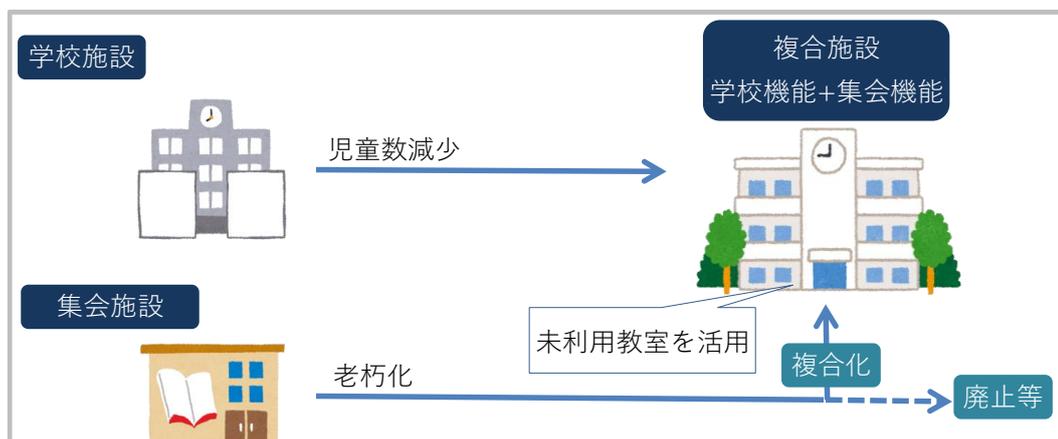
【公共施設（公共建築物）の集約化・転用（イメージ）】



## ③機能の複合化（多機能化）

異なる機能を持つ既存の公共施設を統合し、複数の機能を有する一体の公共施設として整備することを検討します。

【公共施設（公共建築物）の複合化（イメージ）】



## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### ④必要最小限の更新（減築）

集約化や複合化等に適さないと判断され、単独の機能を有する施設として更新する（建替える）場合は、利用状況や必要な機能を精査した上で、減築を検討します。

### ⑤民間事業者への売却や利用者への譲渡

市民ニーズの変化等により、民間事業者への売却や利用者への譲渡が適切と判断される場合は、積極的にそれらの取り組みを推進し、財産の有効活用を図るとともに、財源の確保に努めます。

### ⑥廃止や解体

利用者の少ない公共施設や、当初の設置目的を達成して未利用となっている公共施設は、供用廃止を検討します。

なお、老朽化等により廃止する公共施設で、危険度の高いものは、安全確保の観点から解体を行います。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 6.長寿命化

今後も継続して使用する公共施設等は、市民が安心して施設を利用できるよう、限られた財源の中で適切に対応していく必要があります。

また、インフラ資産や公営企業会計施設は、市民の日常生活や経済活動に直結する重要なライフラインであり、災害時等には救援や災害復旧等においても重要な役割を果たすことから、適切で効率的な維持管理が重要です。

#### ①点検及び診断等の適切な実施

経年による損傷、老朽化に伴う劣化等による事故を未然に防ぎ、安全で快適な状態で公共施設等を維持するため、各種法令や国等の要請に基づく診断や点検を適切に実施します。

専門家等による法定点検、設備点検、耐震診断、劣化診断等を実施し、その結果を踏まえて、計画的な「予防保全」を実施します。

#### ②日常点検の充実

専門家による点検だけでなく、専門知識を持ち合わせない施設管理担当職員でも簡易的な保全が行えるよう「施設点検マニュアル」の整備に取り組みます。

日常点検の充実を図ることで、公共施設等の状態を良好に保ち、公共施設等の延命と経常的な修繕費用の圧縮に努めます。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### ③計画的な予防保全の実施

故障や不具合等が生じてから修繕を行う「事後保全」の考え方から、事前に補修等を行う「予防保全」の考え方を積極的に取り入れます。

点検や診断の結果を踏まえ、安全性確保のための対策を計画的に実施することで、公共施設等の構造的な寿命を延ばし、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

公共施設（公共建築物）での施工部位の例	工事内容の例
躯体・屋上・外壁・内壁・給水管・排水管・汚水管・雨水管・ガス管・消火管・シーリング・浴室・避難施設・床下地材	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 耐久性を向上させる工事</li><li>・ 耐食性を向上させる工事</li><li>・ 中性化を防止する工事</li><li>・ 断熱性を向上させる工事</li><li>・ 防水性を向上させる工事</li><li>・ 安全性を向上させる工事</li></ul>

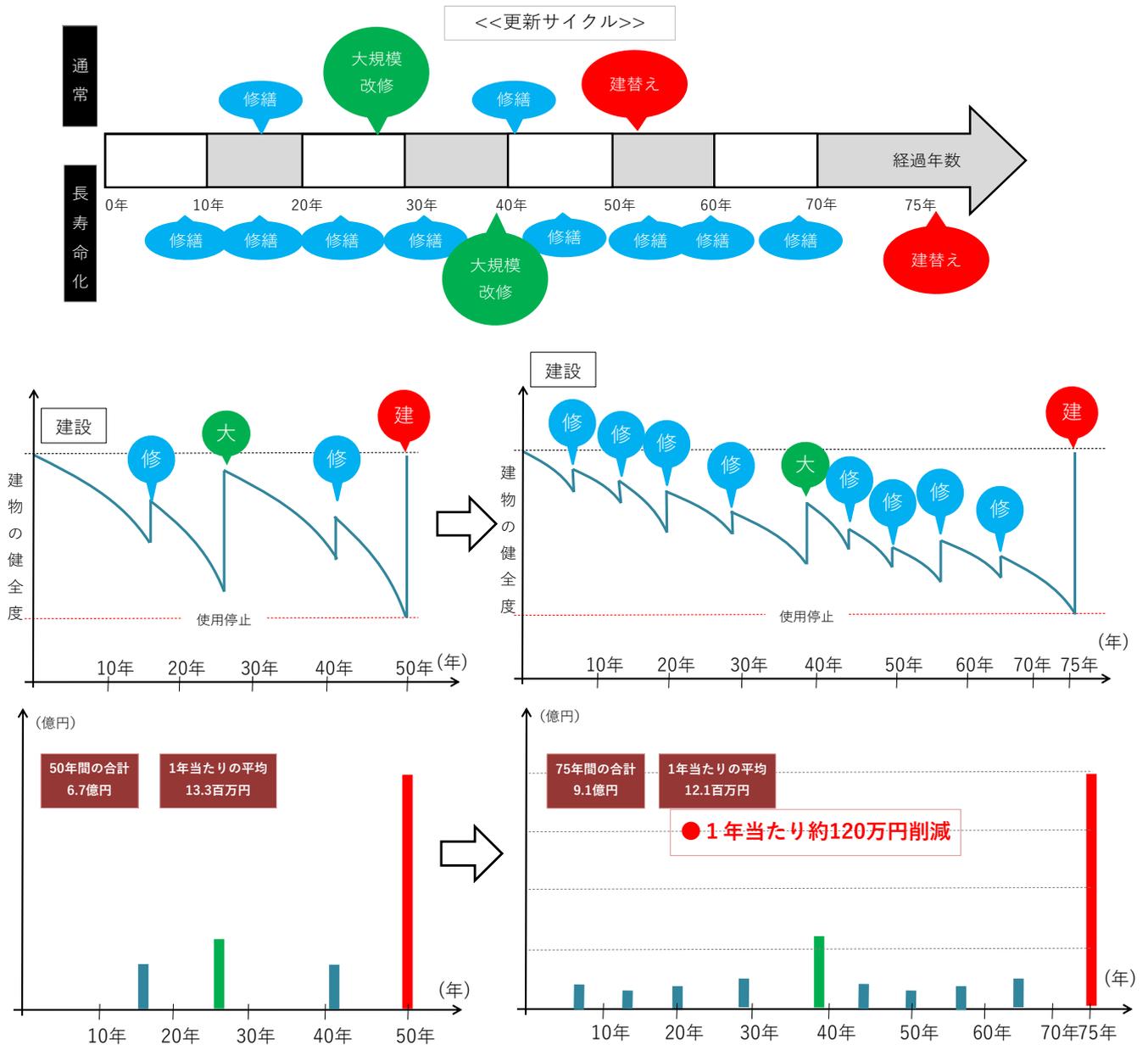
### ④耐震化の実施と安全確保

多くの公共施設等は、防災拠点や避難所としての重要な役割を担っているため、耐震性が低いと判断された公共施設等については、災害時に果たすべき機能の重要性等を考慮しながら、耐震補強または解体等の方向性を検討します。

また、安全確保の観点から、公共施設の非構造部材（天井、窓、照明器具等）の耐震化を推進するほか、高齢者、障がい者をはじめ誰もが安全に、安心して利用できるようにユニバーサルデザイン化を推進します。

# 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

【「ライフサイクルコスト」を考慮した施設の長寿命化（イメージ）】



※ライフサイクルコスト試算条件

分類：市民文化系施設 延床面積：1,000 m<sup>2</sup> 更新単価：40 万円/m<sup>2</sup> 大規模改修単価：12 万円/m<sup>2</sup>

修繕単価：国土交通省総合政策局「建築物リフォーム・リニューアル調査報告（平成 26 年度上半期受注分）」に基づき、  
各工事部位の更新費に占める割合から修繕単価を設定

建築（防水、外壁、内部雑等）/ 52% 電気設備/16% 給排水衛生/10% 空調設備/9% 昇降機など/13%

修繕周期：通常/施設点検による現状把握に基づき、15 年程度経過時には何かしらの修繕が必要と設定

長寿命化/建築大臣官房技術調査室「保全・耐久性向上技術の経済性評価手法」（S61）より、周期・修繕率の平均値を設定

【出典】 呉市公共施設等総合管理計画

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 7. 効率的な運営

一般的に、公共施設の一生に要する費用（ライフサイクルコスト）のうち、建設費用はわずか4分の1であり、残りの4分の3が保全や光熱水費等の維持管理費用とされています。

本市は、これまでも指定管理者制度の導入等により、公共施設の運営や管理の効率化に努めてきました。厳しい財政状況の中で、維持管理費用を抑えながら、今後もさらに効果的で質の高い行政サービスが提供できるよう、弛まない改善が必要です。

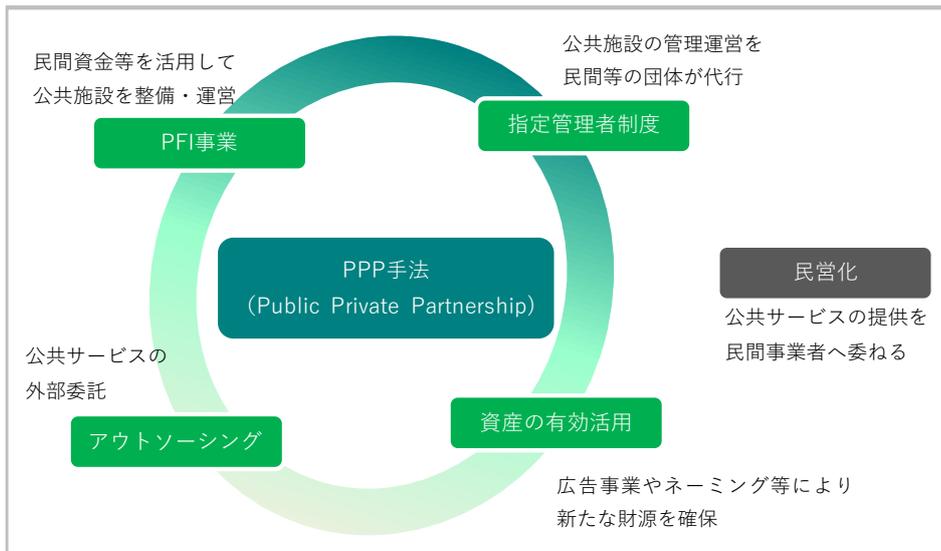


# 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

## ①民間活力の活用（PPP/PFI等）

良質な行政サービスを提供し、ライフサイクルコストの平準化を図るため、民間の資金やノウハウ、創意工夫を活用できる仕組みとして、アウトソーシングやPFI事業等の検討を行います。

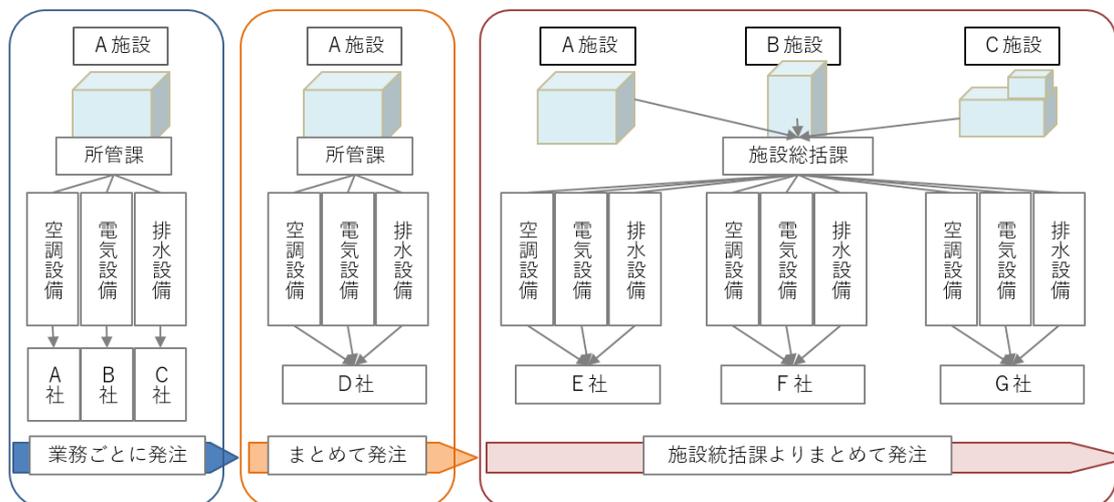
【公共施設等への民間活力の活用（イメージ）】



## ②維持管理経費の削減

維持管理費用の縮減や事務効率化を図るため、所管部署ごとまたは公共施設ごとに行われている維持管理業務を一括して民間委託する仕組みの構築やESCO事業（※）等の導入を検討します。

【包括的管理委託の概念（イメージ）】



※エネルギーを大量に消費する施設を改修することで、省エネルギーに関する包括的なサービスを民間企業が提供する事業

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### ③新技術の積極的な導入

公共施設等の維持管理をより効果的に行うため、環境負荷やコストの低減、耐久性向上等の技術や工法について国や県の情報を収集し、積極的な導入を検討します。

### ④他団体施設の相互利用

公共施設等の老朽化という共通の課題に対応するため、広域的な取り組みとして、国や県のほか、「九州周防灘地域定住自立圏」の構成自治体等とも連携しながら、公共施設等に関する情報を共有し、相互が保有する公共施設等の有効活用について検討します。

### ⑤遊休財産の売却や貸付

余剰となった土地や公共施設、空きスペース等は、売却や貸付等の有効活用を積極的に推進し、行政サービスの向上を図るとともに、財源の確保に努めます。

【保健センターの共用部を活用して郵便局を誘致した秦野市】



【出典】 秦野市ホームページ

### ⑥受益者負担（使用料）の見直し

公共施設の運営や維持管理にかかる費用に対する公平性及び公正性を確保するため、公共施設の目的や利用状況に応じた受益者負担（使用料）の見直しを行います。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 8.計画の推進体制

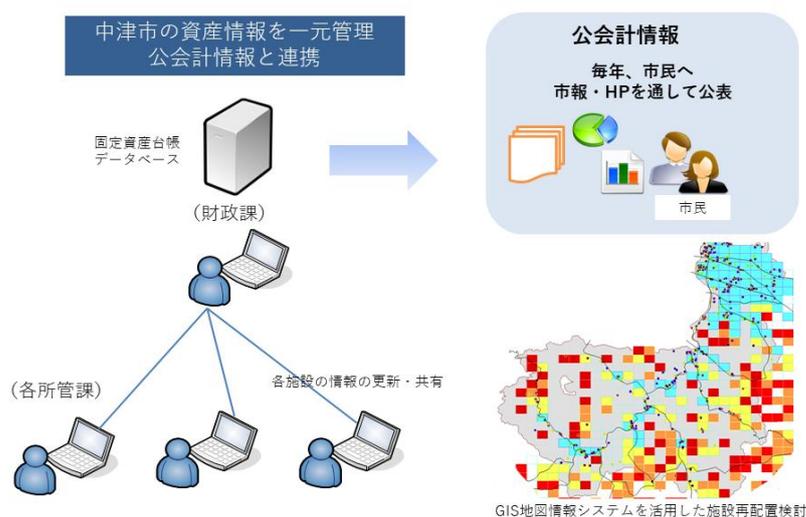
#### ①市民との情報共有

公共施設等のマネジメントには市民の理解が不可欠であり、まちの将来像も踏まえて検討する必要があるため、意見交換やアンケートの実施、情報の開示等を積極的に行います。

#### ②公共施設等情報の一元管理

全庁的に公共施設等のマネジメントを推進するためには、公共施設等に関する必要な情報を共有し、適宜分析できる仕組みが必要です。地方公会計制度に基づいて整備された固定資産台帳の情報や、減価償却費や人件費等を含めた公共施設等のフルコスト情報を活用したマネジメントを推進するとともに、各種情報を一元的に管理できる体制の充実を図ります。

【地方公会計制度を活用した公共施設等情報の一元管理（イメージ）】



## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### ③フォローアップの実施

本計画を推進するために、施設類型ごとのアクションプラン(個別計画)の策定に取り組みます。

毎年度末における公共施設の延床面積の追跡や、地方公会計制度に基づく公共施設等のフルコスト情報を分析することで、各種計画との整合を図りながら、予算へ反映させる仕組みづくりを検討します。

予算への反映にあたっては、経済性(ライフサイクルコスト)を優先させつつ、以下の点を基本設計の段階から十分に検討するものとします。

- ・更新性(他の部位に影響を与えることなく改修工事が可能)
- ・耐久性(長期間の使用が可能)
- ・保全性(効率的な維持管理が可能)

なお、社会経済情勢の変化や、関連する計画の改定等が行われた場合は、必要に応じて本計画を見直します。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 9.対策の実績と効果の見通し

本計画の策定後に、本市が実施した主な公共施設マネジメントの取り組みは以下のとおりです。

方針	項目	内容	対象施設 等
① 総 量 の 抑 制	①類似機能の集約化	市営住宅の集約化事業に着手	高瀬住宅
	②多機能への転用	小学校の空きスペースを児童クラブ事業に転用	真坂小学校 上津小学校
	③機能の複合化	複合施設の供用開始	和田コミュニティーセンター 三光コミュニティーセンター
	④必要最小限の更新 (減築)	必要な機能を精査した上での減築	西谷地区公民館
	⑤利用者への譲渡	利用団体への施設譲渡	グループホームややま グループホーム福永
	⑥廃止や解体	交付税算入のある起債制度を活用した解体	旧耶馬溪焼却場 旧社会福祉センター(山国)ほか
	⑥廃止や解体	供用の廃止	福澤諭吉旧居管理人住宅 雇用促進住宅中津宿舎 ほか
② 長 寿 命 化	②日常点検の充実	構造設計専門家による建物劣化診断手法の職員研修を開催	
	④耐震化の実施と 安全確保	耐震化工事の実施	大幡小学校・鶴居幼稚園 新中津市学校・鶴居小学校
		安全性の観点から廃止・解体を検討	本耶馬溪総合福祉センター(居住棟) 中津市庁舎分室
③ 効 率 的 な 運 営	①民間活力の活用 (PPP/PFI等)	サウンディング(官民対話)への参加	計14回 参加
		指定管理施設の改修に指定管理者制度スキームを応用	バルンバルンの森(洞門キャンプ場)
		社会実験の実施	西谷温泉(西谷農村公園)
	②維持管理経費の削減	電力入札の実施	三光コミュニティーセンター
	⑤遊休財産の売却や貸付	遊休地の売却	計11件 3,597.6㎡ 売却
		公募による公共施設の使用許可・貸付	福澤旧居レストハウス・溪石園さくら茶屋 古民家施設(山国)
⑥受益者負担(使用料)の 見直し	障がい者割引制度の導入		

### 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

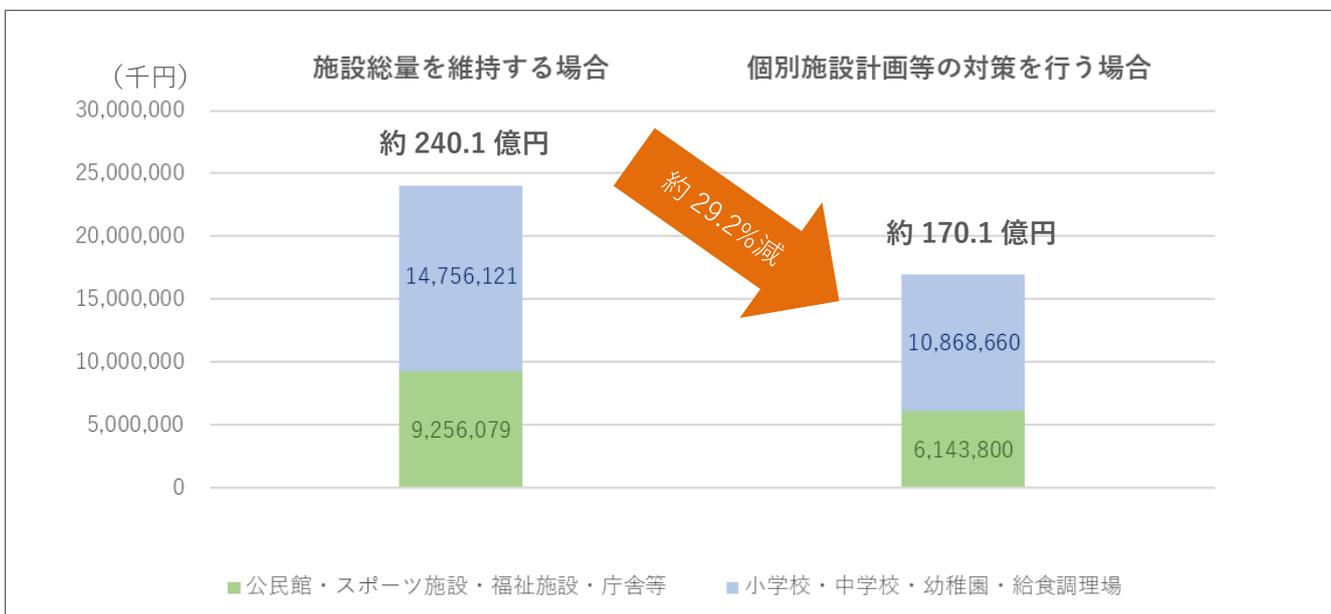
個々の公共施設等に対する対策の方向性は、「中津市個別施設計画」や各種長寿命化計画に定めています。令和2年度から令和11年度までの10年間、これらの計画に基づいて対策を行った場合の効果額は、以下のように見込んでいます。

【令和2年度～令和11年度 効果額の見通し】

(単位：千円)

	公民館・スポーツ施設 ・観光施設・福祉施設 ・庁舎・火葬場等	小学校・中学校 ・幼稚園・給食調理場	合計
施設総量を維持する場合の 更新・改修費用（A）	9,256,079	14,756,121	24,012,200
個別施設計画等による 対策費用（B）	6,143,800	10,868,660	17,012,460
効果額（A - B）	3,112,279	3,887,461	6,999,740

【出典】中津市個別施設計画・中津市学校施設長寿命化計画





# 第4章

施設類型ごとの管理に  
関する基本方針



## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設における施設類型は、総務省により提示されている分類を参考とし、本市の実情に応じて以下のように分類しました。公共施設の現状等を踏まえて、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めます。なお、各数値は令和3年3月31日現在です。

### ①公共施設（公共建築物）

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	年間維持管理 経費（千円）
市民文化系施設	集会所／公民館／老人憩の家／その他集会施設／文化施設	62	36,806.79	200,827
社会教育系施設	図書館／文化財／博物館・資料館等	13	10,351.21	193,561
スポーツ・レクリエーション系施設	競技場・サッカー場／野球場／テニスコート／ゲートボール場／その他グラウンド等／武道場／体育館／プール／その他体育施設／公衆トイレ／宿泊施設・温泉施設等／キャンプ場／その他観光施設	79	37,452.57	342,828
学校教育系施設	小学校／中学校／教員住宅／その他教育施設／給食調理場	38	139,368.47	739,146
子育て支援施設	保育所／児童クラブ／幼稚園／児童館	31	10,631.88	372,271
保健・福祉施設	保健センター／老人福祉センター／老人・介護支援施設／社会福祉施設	16	18,926.93	225,981
産業系施設	加工施設／直売所／その他産業系施設	22	5,687.98	55,095
行政系施設	庁舎／消防庁舎／消防団施設／その他行政系施設	88	33,861.17	304,062
公営住宅	公営住宅	65	85,353.33	116,091
公園	公園施設	41	1,253.04	1,742
医療施設	診療所	3	970.54	189,681
供給処理施設	排水施設／清掃施設／火葬場／下水処理施設（建物）／水道施設（建物）	22	22,854.07	1,040,733
その他	普通財産（未利用財産）	64	18,738.43	—
合計		544	422,256.41	3,782,018

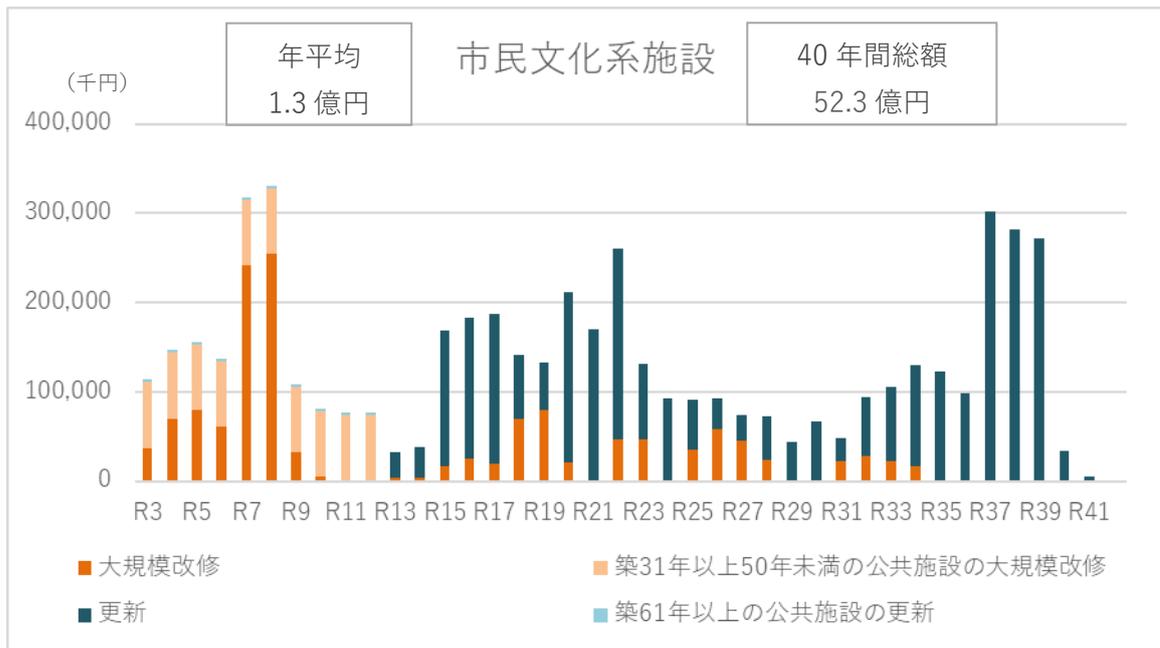
※うち、一般会計の行政財産は、467施設・394,056.87㎡

### ②インフラ資産

大分類	中分類	施設数	延長
道路	市道／農道／林道	4,072 路線	1,502,782 m
橋りょう	コンクリート床版橋／鋼橋／石橋／その他橋りょう	734 本	11,114 m
上下水道	導水管／送水管／配水管／汚水管／雨水管	—	926 km

# 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

## 1. 市民文化系施設



区分	集会所	施設数	23 施設	延床面積	4,207.07 m <sup>2</sup>
対象施設	犬丸集会所, 北部集会所, 赤迫東地区集会所, 古森集会所, 野依東集会所, 野路集会所, 深秣活性化センター, 真坂活性化センター, くつわじ構造改善センター, 西谷上組活性化センター, 水取多目的集会所, 鎌城農村多目的共同利用施設, 中津市両午林業の家, 槻木交流センター, 宇曾地区集落センター, 高内農事集会所, 小屋川農業研修所, 奥谷地区多目的集会所, 神谷地区構造改善センター, 中摩コミュニティーセンター, 田良川多目的集会施設, 狩宿構造改善センター, 市平多目的集会施設				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や近隣の類似機能の集積等を勘案しながら、自治会等への譲渡の取り組みを進めます。</li> <li>・指定避難所となっている施設は、「中津市地域防災計画」に沿いながら、防災機能の確保について十分に配慮します。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	公民館	施設数	25 施設	延床面積	17,045.39 m <sup>2</sup>
対象施設	和田公民館，沖代公民館，北部公民館，豊田公民館，南部公民館，三保交流センター，鶴居コミュニティーセンター，大幡コミュニティーセンター，小楠コミュニティーセンター，如水コミュニティーセンター，今津コミュニティーセンター，和田コミュニティーセンター，三光公民館，本耶馬溪公民館，サニーホール（耶馬溪公民館），西谷地区公民館，樋田地区公民館，屋形地区公民館，上津地区公民館，東谷地区公民館，深耶馬地区公民館，山移地区公民館，下郷地区公民館，城井地区公民館，津民地区公民館				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により更新が必要になった場合は、「中津市地域防災計画」に沿いながら、防災機能の確保について十分に配慮するとともに、多世代交流の促進等の観点と施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討します。</li> <li>・地区公民館は、地域の特性や近隣の類似機能の集積等を勘案しながら、自治会等への譲渡等の取り組みを検討します。</li> </ul>				

※三光コミュニティーセンターは令和3年度中の供用開始なので、上記に含んでいません。

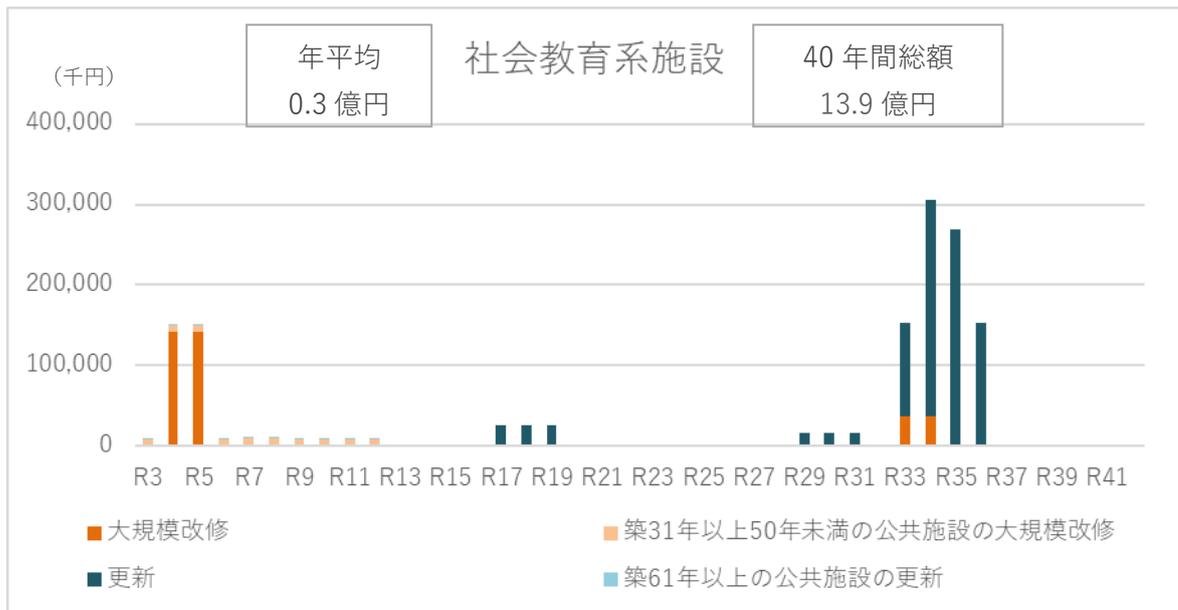
区分	老人憩の家	施設数	6 施設	延床面積	1,126.88 m <sup>2</sup>
対象施設	老人憩の家（田尻），老人憩の家（大悟法），老人憩の家（新大塚），老人憩の家（小祝），老人憩の家（鍋島），老人憩の家（米山）				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や近隣の類似機能の集積等を勘案しながら、自治会等への譲渡の取り組みや他の公共施設への複合化を検討します。</li> </ul>				

区分	その他集会施設	施設数	5 施設	延床面積	3,504.65 m <sup>2</sup>
対象施設	南部まちなみ交流館，南部まちなみ交流館別館，まなびん館（中津市生涯学習センター），新博多町交流センター，中津市教育福祉センター				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

区分	文化施設	施設数	3 施設	延床面積	10,922.80 m <sup>2</sup>
対象施設	中津文化会館，リル・ドリーム，コアやまくに				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 2.社会教育系施設



区分	図書館	施設数	5 施設	延床面積	※ 4,245.86 m <sup>2</sup>
対象施設	小幡記念図書館，三光図書館（三光公民館内），本耶馬溪図書館（本耶馬溪公民館内），耶馬溪図書館（耶馬溪公民館内），山国図書館（コアやまくに内）				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。				

※一部の図書館は他の類型に属する施設内に併設されているので、延床面積が重複します

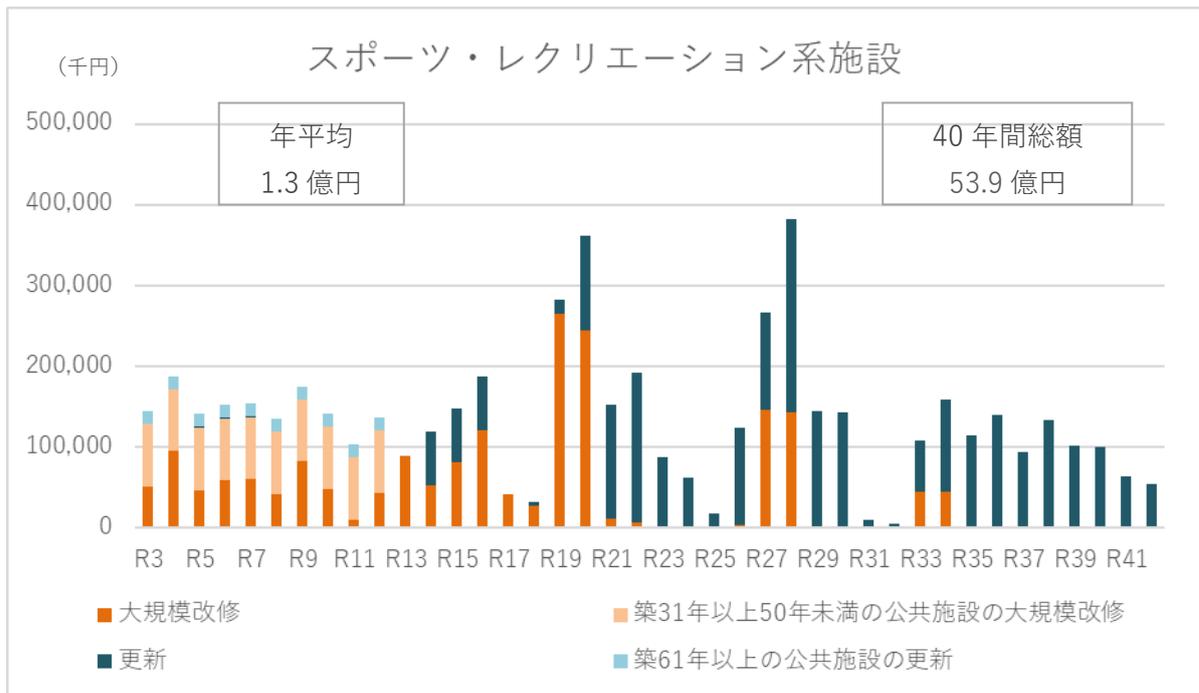
## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	文化財	施設数	3 施設	延床面積	929.24 m <sup>2</sup>
対象施設	福澤諭吉旧居, 大江医家屋敷, 新中津市学校				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化振興を図る観点から、長寿命化を図るとともに適切な維持管理を行い、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

区分	博物館・資料館等	施設数	8 施設	延床面積	6,467.11 m <sup>2</sup>
対象施設	福澤記念館, 中津市歴史博物館, 木村記念美術館(本館), 耶馬溪風物館, 高山オリコ美術館(芸術文化創作館), 文化財事務所兼倉庫, 東谷文化財整理室, 定留文化財整理場				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> <li>・利用を休止している施設は、危険度や財政状況を勘案しながら解体を行います。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 3.スポーツ・レクリエーション系施設



#### ①スポーツ施設

区分	競技場・サッカー場	施設数	4 施設	延床面積	2,698.78 m <sup>2</sup>
対象施設	永添運動公園，三光総合運動公園（※），禅海ふれあい広場，やまくにスポーツパーク運動場（山国若者定住環境整備モデル施設）（※）				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興や経済波及効果創出の観点に立ち、拠点となる施設（永添運動公園、三光総合運動公園）は、財政負担を抑制しながら、各種大会の開催に必要な施設水準の確保に努めます。</li> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

※複数の機能を保有する施設

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	野球場	施設数	6 施設	延床面積	2,955.02 m <sup>2</sup>
対象施設	ダイハツ九州軟式野球場（中津軟式野球場）、ダイハツ九州スタジアム（大貞総合運動公園野球場）、田尻ソフトボールグラウンド、中央公園ソフトボール場（ナイター施設）、耶馬溪運動場（※）、やまくにスポーツパーク運動場（山国若者定住環境整備モデル施設）（※）				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興や経済波及効果創出の観点に立ち、拠点となる施設（ダイハツ九州スタジアム）は、財政負担を抑制しながら、各種大会の開催に必要な施設水準の確保に努めます。</li> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

※複数の機能を保有する施設

区分	テニス場	施設数	4 施設	延床面積	332.31 m <sup>2</sup>
対象施設	米山テニスコート、三光総合運動公園（※）、耶馬溪運動場（※）、やまくにスポーツパーク運動場（山国若者定住環境整備モデル施設）（※）				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による類似サービスが提供されていることから、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、集約化を検討します。</li> <li>・利用を休止している施設（耶馬溪運動場テニスコート）は、危険度や財政状況を勘案しながら解体を行います。</li> </ul>				

※複数の機能を保有する施設

区分	ゲートボール場	施設数	5 施設	延床面積	570.46 m <sup>2</sup>
対象施設	高瀬ゲートボール場休憩所、西谷下ゲートボール場、禅海ふれあい広場、梅の木瀬ゲートボール場休憩所、裏耶馬溪屋内ゲートボール場				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、競技人口等も考慮しつつ、施設機能の必要性を検討した上で簡易的な施設に置き換えるなど、財政負担の抑制を徹底します。</li> <li>・利用を休止している施設（裏耶馬溪屋内ゲートボール場）は、危険度や財政状況を勘案しながら、解体を行います。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	その他グラウンド等	施設数	6 施設	延床面積	463.13 m <sup>2</sup>
対象施設	古森多目的グラウンド，是則ジョギング広場，小祝漁港広場，耶馬溪ダムスポーツ公園，耶馬溪アクアパーク（耶馬溪水上スポーツ施設），耶馬溪運動場（※）				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。				

※複数の機能を保有する施設

区分	武道場	施設数	3 施設	延床面積	1,793.93 m <sup>2</sup>
対象施設	錬心館，今津柔道場，本耶馬溪武道場				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、集約化を検討します。				

区分	体育館	施設数	8 施設	延床面積	13,675.39 m <sup>2</sup>
対象施設	中津体育センター，ふれあいスポーツセンター，中津東体育館，ダイハツ九州アリーナ（中津市総合体育館），禅海スポーツセンター，耶馬溪海洋センター（※），深耶馬体育館，やまくにスポーツパーク運動場（山国若者定住環境整備モデル施設）（※）				
基本方針	<p>・スポーツ振興や経済波及効果創出の観点に立ち、拠点となる施設（ダイハツ九州アリーナ）は、財政負担を抑制しながら、各種大会の開催に必要な施設水準の確保に努めます。</p> <p>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、集約化や学校体育館との共用を検討します。</p>				

※複数の機能を保有する施設

区分	プール	施設数	4 施設	延床面積	1,746.66 m <sup>2</sup>
対象施設	中津市民プール，津民河川プール，耶馬溪海洋センター（※），山国川源流河川プール				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、施設機能の必要性や他市施設の利用等も幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。				

※複数の機能を保有する施設

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	その他体育施設	施設数	2 施設	延床面積	768.16 m <sup>2</sup>
対象施設	中津市弓道場アーチェリー場, 三光総合運動公園 (※) 射撃場				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状况等を勘案しながら、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。				

※複数の機能を保有する施設

### ②レクリエーション（観光）系施設

区分	公衆トイレ	施設数	13 施設	延床面積	371.60 m <sup>2</sup>
対象施設	新博多町公衆用トイレ, 中津市まちかどステーション, 長谷文化財駐車場, 八面山山頂トイレ, 羅漢寺公共駐車場公衆トイレ, 青の洞門公共駐車場公衆トイレ, 平田宿場休憩所・トイレ, 下郷宿場休憩所・トイレ, 柿坂公共駐車場公衆トイレ, 深耶馬奥トイレ, 裏耶馬溪公共駐車場公衆トイレ, 長岩城址登山口公衆トイレ, 平田城址公衆トイレ				
基本方針	・観光地におけるトイレは観光客のリピーターを増やす重要な要素であることから、戦略的に取り組んでいる山国川の上・下流域を一体とした「中津耶馬溪ブランド」を確立するため、財政負担を抑制しながら、公衆トイレの機能水準の維持に努めます。				

区分	宿泊施設・温泉施設等	施設数	12 施設	延床面積	9,563.70 m <sup>2</sup>
対象施設	福澤旧居レストハウス, 八面山荘 (八面山交流拠点施設ふるさと回想館), 耶馬トピア, 西谷温泉 (西谷農村公園), やかた田舎の学校 (やかた地区交流拠点施設), 耶馬溪サイクリングターミナル, 溪石園さくら茶屋, 青少年旅行村・プール, もみじの湯 (深耶馬温泉館), やすらぎの郷やまくに宿泊施設, やすらぎの郷やまくに温泉施設, やすらぎの郷やまくに田舎体験施設				
基本方針	・民間による類似サービスが提供されていることから、行政としてのサービス提供を継続すべきか、指定管理者制度による効果的なサービス提供が可能かなど、経営のあり方を検討します。 ・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。				

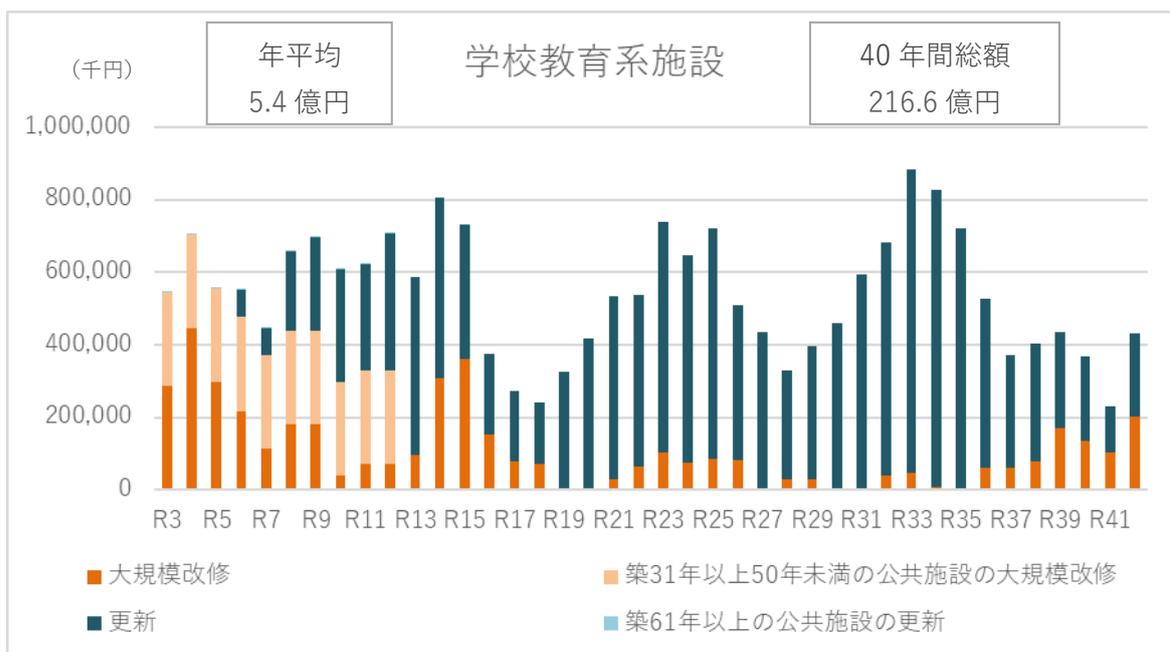
## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	キャンプ場	施設数	2施設	延床面積	1,247.52 m <sup>2</sup>
対象施設	バルンバルンの森（洞門キャンプ場）、奥耶馬溪憩の森キャンプ場				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政としてのサービス提供を継続するべきか、指定管理者制度による効果的なサービス提供ができていないかなど、経営のあり方を検討し、民間譲渡が適切と判断できる施設は、売却の取り組みを進めます。</li> </ul>				

区分	その他観光施設	施設数	10施設	延床面積	1,265.91 m <sup>2</sup>
対象施設	八面山交流施設野外音楽堂、サイクリングロード休憩所、大平山休憩所、青の洞門休憩所、禅海堂、深耶馬溪一目八景展望台、深耶馬溪観光案内所、耶馬溪グリーンパーク広場施設、猿飛・魔林峡遊歩道休憩所、サイクリングロードサービスエリア				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的に取り組んでいる山国川の上・下流域を一体とした「中津耶馬溪ブランド」を確立し、観光客の満足度を向上させるため、機能水準の維持に努めます。</li> <li>・利用を休止している施設（耶馬溪グリーンパーク広場施設）は、売却の取り組みを進めます。</li> </ul>				

# 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

## 4. 学校教育系施設



区分	小学校	施設数	21 施設	延床面積	79,916.25 m <sup>2</sup>
対象施設	如水小学校, 北部小学校, 今津小学校, 南部小学校, 小楠小学校, 豊田小学校, 大幡小学校, 三保小学校, 鶴居小学校, 沖代小学校, 和田小学校, 真坂小学校, 山口小学校, 秣小学校, 深水小学校, 樋田小学校, 上津小学校, 津民小学校, 下郷小学校, 城井小学校, 三郷小学校				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度に策定した「中津市学校施設等整備基本計画」に基づき、計画的に整備を進めます。</li> <li>予防保全として早期の長寿命化整備を検討しますが、児童数の動向、安全性、建物の耐力度、国の制度や方針、学校運営、市の財政状況等を総合的に勘案して、個別の整備方針を決定することとします。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	中学校	施設数	10 施設	延床面積	55,422.56 m <sup>2</sup>
対象施設	緑ヶ丘中学校，豊陽中学校，中津中学校，城北中学校，東中津中学校，今津中学校，三光中学校，本耶馬溪中学校，耶馬溪中学校，山国中学校				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度に策定した「中津市学校施設等整備基本計画」に基づき、計画的に整備を進めます。</li> <li>・予防保全として早期の長寿命化整備を検討しますが、児童・生徒数の動向、安全性、建物の耐力度、国の制度や方針、学校運営、市の財政状況等を総合的に勘案して、個別の整備方針を決定することとします。</li> </ul>				

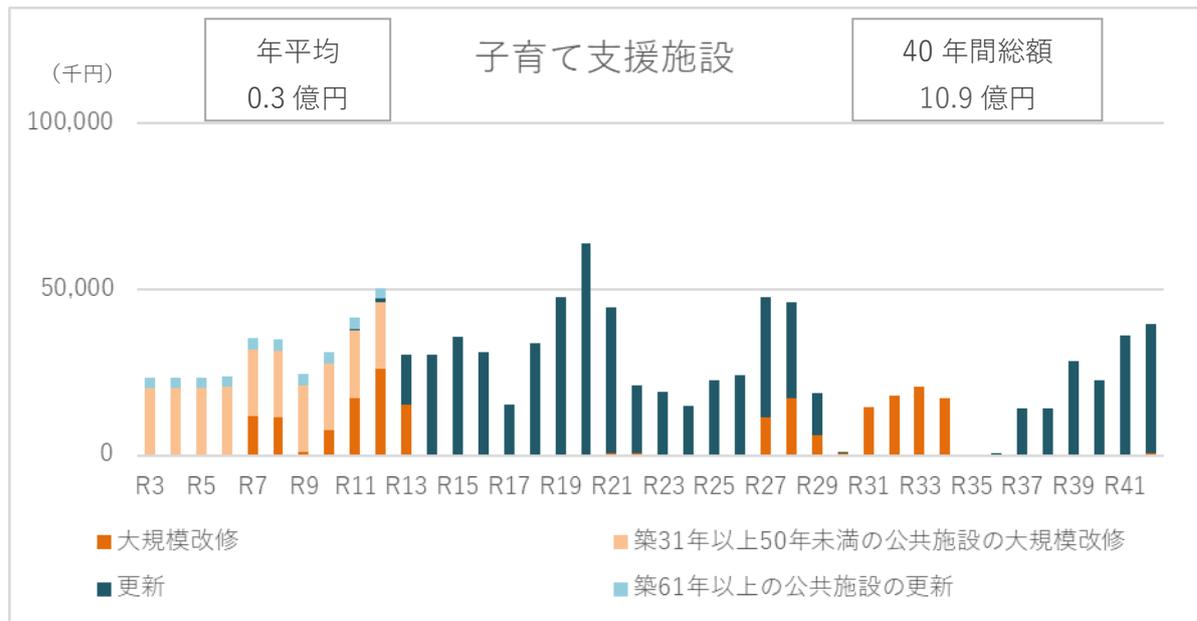
区分	教員住宅	施設数	2 施設	延床面積	401.00 m <sup>2</sup>
対象施設	耶馬溪中学校教職員住宅，守実教員住宅				
基本方針	・利用状況等を勘案しながら、廃止を検討します。				

区分	その他教育施設	施設数	1 施設	延床面積	165.63 m <sup>2</sup>
対象施設	適応指導教室ふれあい学級				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、他の公共施設の活用等を検討します。				

区分	給食調理場	施設数	4 施設	延床面積	3,463.03 m <sup>2</sup>
対象施設	学校給食第一共同調理場，学校給食三光共同調理場，学校給食本耶馬溪共同調理場，学校給食山国共同調理場				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各地域の児童・生徒数の推移等を勘案しながら、共同調理場の集約化と民間活力の導入を検討します。				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 5.子育て支援施設



区分	保育所	施設数	9 施設	延床面積	4,360.61 m <sup>2</sup>
対象施設	第二保育所, 第三保育所, 第五保育所, 山口保育所, 深秣保育所, 真坂保育所, 八千代保育所, 下郷保育所, 溝部保育所				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、子どもの数や待機児童数の推移、私立認可保育施設の整備や認可外保育施設の認可化の状況等を勘案しながら、民間活力の導入と他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。				

区分	児童クラブ	施設数	10 施設	延床面積	1,409.39 m <sup>2</sup>
対象施設	大幡児童クラブ (大幡公民館), 鶴居児童クラブ (鶴居公民館分館), 豊田児童クラブ, 北部児童クラブ, 山口児童クラブ, 秣児童クラブ, 真坂児童クラブ, 樋田児童クラブ, 城井児童クラブ, 津民放課後児童クラブ				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。				

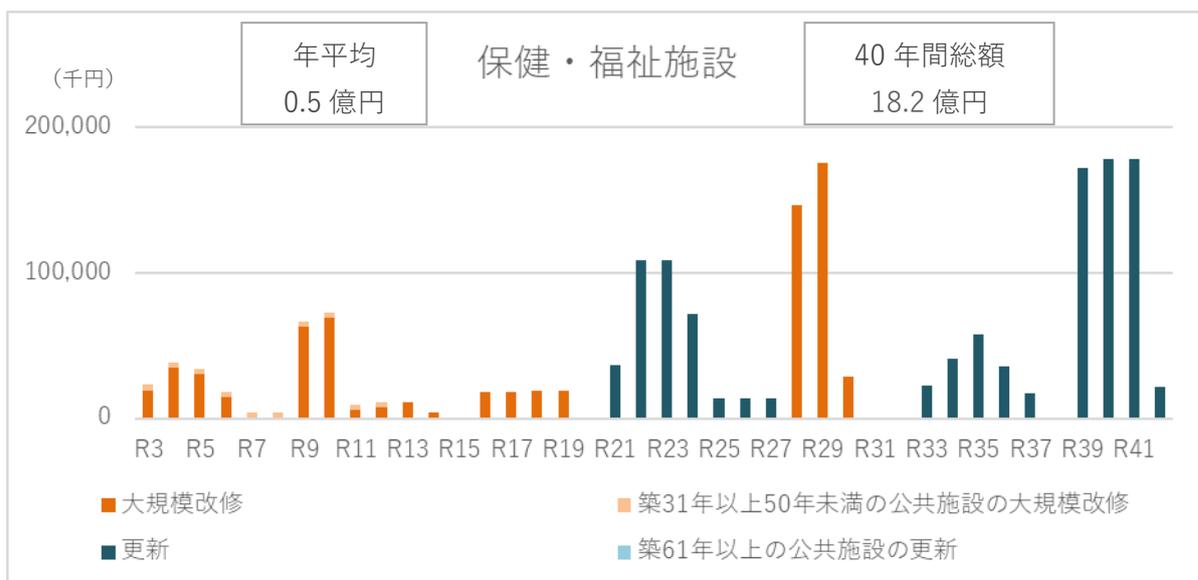
## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	幼稚園	施設数	11 施設	延床面積	4,286.00 m <sup>2</sup>
対象施設	豊田幼稚園，大幡幼稚園，今津幼稚園，鶴居幼稚園，北部幼稚園，南部幼稚園，和田幼稚園，小楠幼稚園，如水幼稚園，三保幼稚園，沖代幼稚園				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、園児数や待機児童数の推移、私立の幼稚園や保育所の認定こども園への移行状況等を勘案しながら、他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。				

区分	児童館	施設数	1 施設	延床面積	575.88 m <sup>2</sup>
対象施設	村上記念童心館				
基本方針	・他の子育て支援施設整備計画との棲み分けやニーズ分析等を行った上で施設機能の必要性を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 6.保健・福祉施設



区分	保健センター	施設数	1 施設	延床面積	2,100.93 m <sup>2</sup>
対象施設	中津市三光福祉保健センター				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討します。				

区分	老人福祉センター	施設数	5 施設	延床面積	1,641.98 m <sup>2</sup>
対象施設	中津市三光生きがい支援センター，中津市三光工芸センター，中津市耶馬溪高齢者センター，中津市山国コミュニティセンター，山国社会福祉センター				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討します。</li> <li>・地元団体等への譲渡が適正と判断できる施設（中津市耶馬溪高齢者センター）は、譲渡の取り組みを進めます。</li> </ul>				

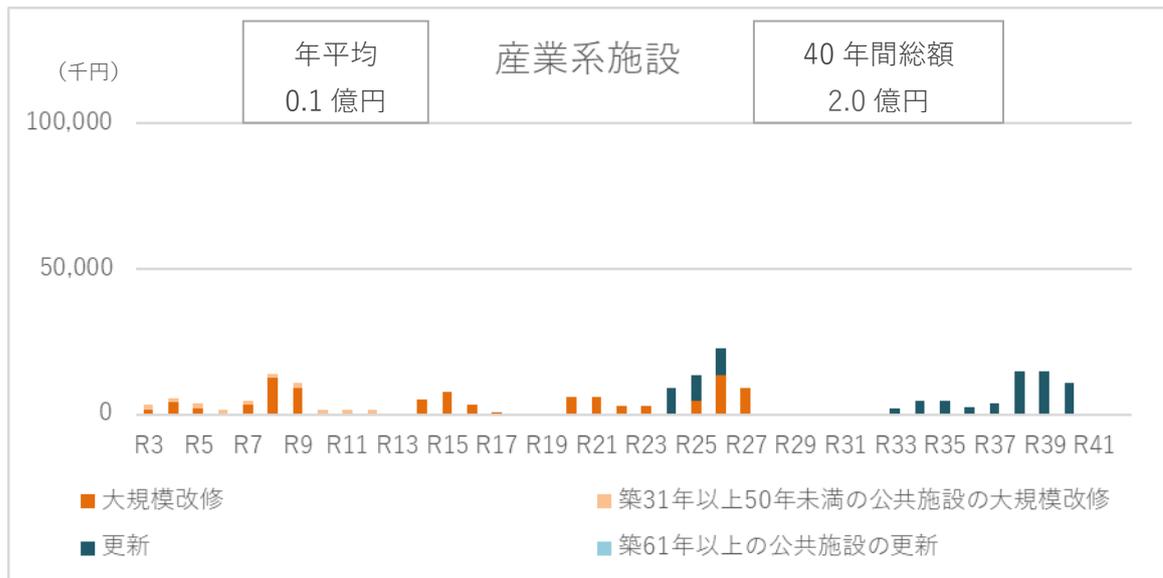
## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	老人ホーム・ 介護支援施設	施設数	7 施設	延床面積	12,814.21 m <sup>2</sup>
対象施設	養護老人ホーム豊寿園，中津市本耶馬溪総合福祉センター，中津市耶馬溪老人デイサービスセンター，特別養護老人ホームやすらぎ荘，中津市耶馬溪介護研修センター，中津市耶馬溪生活支援ホーム，中津市山国高齢者福祉センター				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

区分	社会福祉施設	施設数	3 施設	延床面積	2,369.81 m <sup>2</sup>
対象施設	三保文化センター，鶴居文化センター，福祉避難所防災倉庫				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用状況を勘案し、利用団体への譲渡が適切と判断できる施設は、譲渡の取り組みを進めます。</li> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 7.産業系施設



区分	加工施設	施設数	5 施設	延床面積	1,439.81 m <sup>2</sup>
対象施設	米麦乾燥調整施設（共乾センター）、耶馬溪農産物等加工施設、耶馬の達人館、地場産業開発研究試作施設、堆肥センターやまくに				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等をふまえ、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> <li>・地元団体等への譲渡が適正と判断できる施設（米麦乾燥調整施設）は、譲渡の取り組みを進めます。</li> <li>・当初の設置目的どおりの利用が見込めない施設（耶馬の達人館）は、廃止を検討します。</li> </ul>				

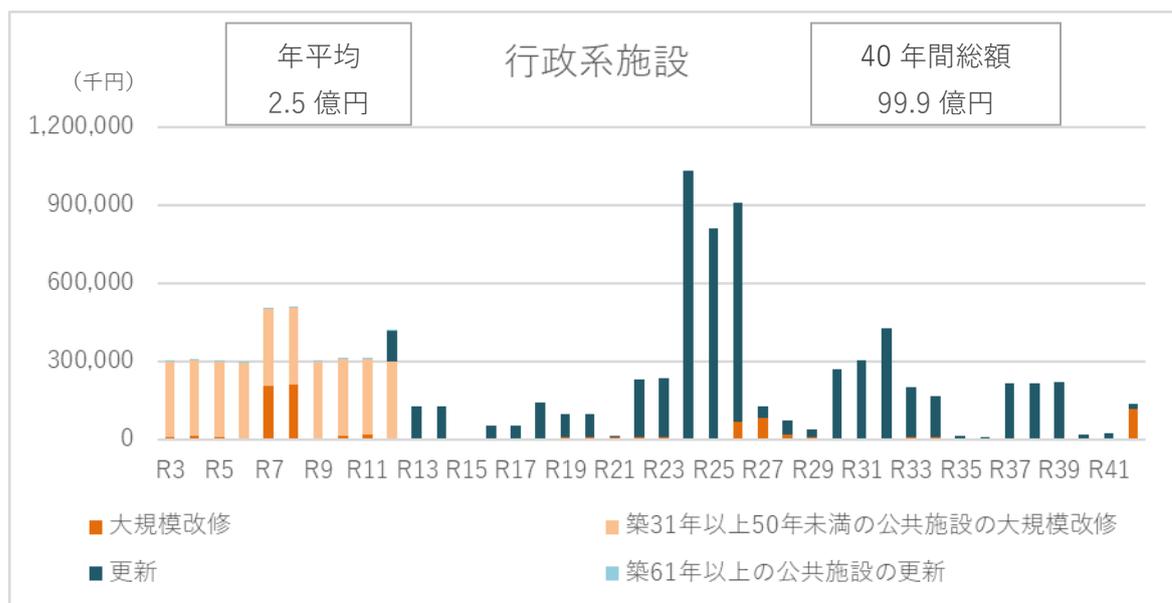
## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	直売所	施設数	7 施設	延床面積	2,006.52 m <sup>2</sup>
対象施設	道の駅なかつ（地域振興施設），物産販売所オアシスややま，旬菜館（耶馬溪農林水産物等直売所），耶馬溪交流プラザ「郷の駅」，道の駅やまくに交流促進センター，ふるさと産品直販所，山国源流館				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の産業振興および観光振興施設としての役割を勘案しつつ、指定管理者制度による効果的なサービス提供ができてきているかなど、経営のあり方を検討します。</li> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> <li>・民間譲渡が適切と判断できる施設（ふるさと産品直売所）は、売却の取り組みを進めます。</li> </ul>				

区分	その他産業系施設	施設数	1 施設	延床面積	155.90 m <sup>2</sup>
対象施設	家畜診療所				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 8.行政系施設



区分	庁舎	施設数	6 施設	延床面積	23,596.13 m <sup>2</sup>
対象施設	中津市庁舎，中津市庁舎分室，三光支所，本耶馬溪支所，耶馬溪支所，山国支所				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、災害発生時の対策拠点として必要な施設機能を検討するとともに、施設総量圧縮の観点から、更新時には他の公共施設との複合化も検討します。</li> <li>・他の施設に機能移転が考えられる施設（中津市庁舎分室）は、廃止を検討します。</li> </ul>				

区分	消防庁舎	施設数	3 施設	延床面積	3,544.20 m <sup>2</sup>
対象施設	消防本部・消防署庁舎，消防署東部出張所庁舎，消防署耶馬溪分署庁舎				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、消防・救急体制の維持に必要な機能と、災害発生時の対策拠点として必要な施設機能を検討し、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

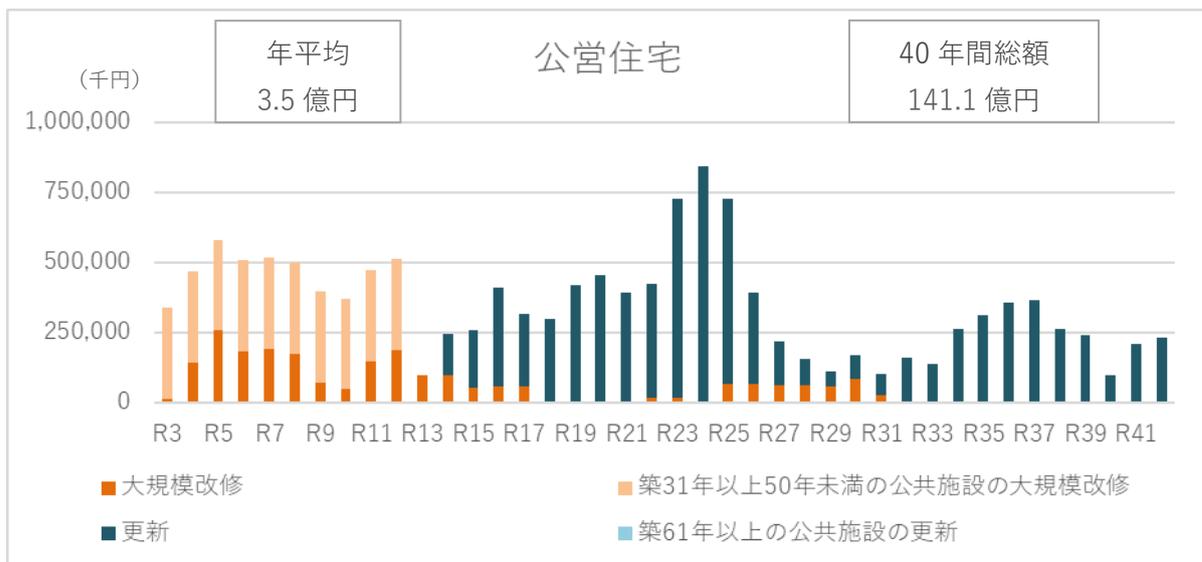
## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	消防団施設	施設数	68 施設	延床面積	3,771.72 m <sup>2</sup>
対象施設	(各分団車庫兼詰所)				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討します。</li> <li>・人口減少等により、消防団員の確保が著しく困難な状況になった地区は、分団の再編成を見据え、集約または他の公共施設との複合化を検討します。</li> </ul>				

区分	その他行政系施設	施設数	1 施設	延床面積	2,173.33 m <sup>2</sup>
対象施設	なかつ情報プラザ				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。</li> </ul>				

# 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

## 9. 公営住宅

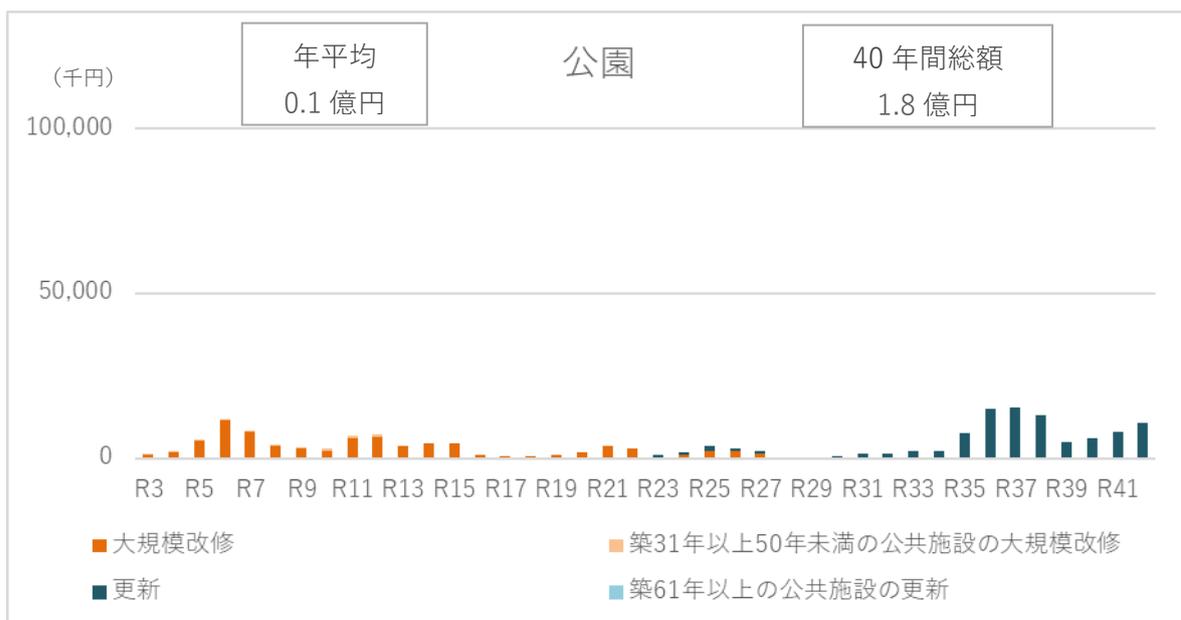


区分	公営住宅	施設数	65 施設	延床面積	85,353.33 m <sup>2</sup>
対象施設	<p>【中津地区】雇用促進住宅中津宿舎，若旗山住宅，高瀬住宅，榊原住宅，野田高山住宅，森ノ下5住宅，下川原住宅，今井野住宅，岩土住宅，東野依住宅，上池田住宅，森ノ下1住宅，貝尻住宅，田尻住宅，下古川住宅，森ノ下2住宅，南松住宅，宝門住宅，森ノ下3住宅，久保住宅，田能住宅，恩代能住宅，丸山住宅，上宮永住宅，鏑矢堂住宅，八幡住宅，上如水住宅，京町住宅，永山住宅，古城住宅，三沢住宅</p> <p>【三光地区】白木第1住宅，西株第二市営住宅，西株長屋住宅，白木第2住宅，成恒住宅，池部住宅，西株一戸建住宅，野路住宅，小路住宅</p> <p>【本耶馬溪地区】跡田住宅，西谷住宅，東谷住宅，落合住宅，下曾木住宅，小野住宅，綿丸住宅，屋形住宅，アーバンハイツ曾木住宅，浜田住宅，上浜田住宅，アーバンハイツ曾木II住宅</p> <p>【耶馬溪地区】中津留住宅，戸原住宅，宮ノ馬場住宅，橋本住宅，大野住宅，馬場住宅，山移広口住宅，樋山路住宅，宮園住宅，小川内住宅，町丈住宅</p> <p>【山国地区】成政住宅，大勢住宅</p>				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に策定した「中津市公営住宅等長寿命化計画」を見直すこととし、計画的に建替え、用途廃止、小規模住宅の集約化を行い、人口動態や県営住宅、民間住宅の供給状況等を勘案しながら、総量の圧縮を行います。</li> <li>民間空き住宅の活用等を検討します。</li> </ul>				

※雇用促進住宅中津宿舎は令和3年度中に用途廃止しました。

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 10.公園



区分	公園施設	施設数	41 施設	延床面積	1,253.04 m <sup>2</sup>
対象施設	中上川公園（トイレ），田尻ファミリー公園（トイレ），二の丸公園（中津北公園）（トイレ），諸田公園（トイレ），豊陽公園（トイレ・相撲場），高瀬児童遊園（トイレ・倉庫），東浜団地チビッコ広場（トイレ），島田公園（トイレ），ダイハツ九州スポーツパーク大貞（大貞総合運動公園）（管理棟・トイレ），風の丘広場（トイレ），中央公園（トイレ），はな公園（管理棟・トイレ），鍋島公園（トイレ），米山公園（管理棟・トイレ），どんぐり公園（トイレ），水島公園（トイレ・倉庫），大貞公園（トイレ），中津城公園地（中津城公園）（トイレ），八幡公園（トイレ），下池永公園（トイレ），上如水公園（トイレ），高瀬緑地（トイレ），新大塚広場（トイレ），金剛川西公園（トイレ），中殿公園（トイレ），浅沼記念公園（倉庫），加来公園，高瀬公園，田尻緑地，田尻緑地公園，和田公園，金剛川東公園，八面山平和記念公園（トイレ），サンネスト下屋形公園（休憩所），遠入公園，不動公園，柁木の滝公園（トイレ），白米城公園（展望台・トイレ），町丈ふれあい広場（トイレ），吉野農村公園（トイレ），万葉河川公園				
基本方針	・公園長寿命化計画策定指針（国土交通省）に沿って策定した「公園施設長寿命化計画」（5年に1度見直し）に基づき、予防保全型の管理を行い、施設を長寿命化することで、老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改修や更新に係るコストの縮減や平準化を図り、財政負担の抑制を徹底します。				

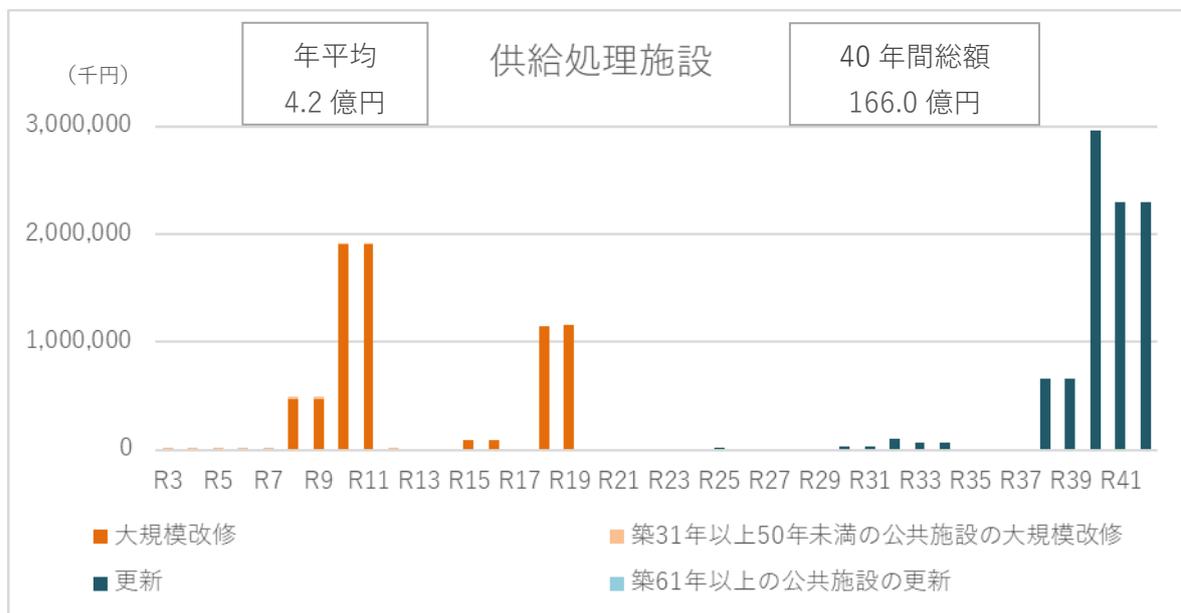
## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 11. 医療施設

区分	診療所	施設数	3 施設	延床面積	970.54 m <sup>2</sup>
対象施設	津民診療所，山移診療所，槻木診療所				
基本方針	・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の受診者数や地理的状況等を勘案しながら、地域に密着した医療を推進していくために必要な施設機能を検討し、財政負担の抑制を徹底します。				

※特別会計施設であるため、更新費用は省略

### 12. 供給処理施設



区分	排水施設	施設数	5 施設	延床面積	165.32 m <sup>2</sup>
対象施設	米山ポンプ場，新大塚ポンプ場，角木ポンプ場，今津排水機場，小祝地区ポンプ施設				
基本方針	・適切な定期点検により現状把握を行い、予防保全による長寿命化を図ります。 ・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	清掃施設	施設数	4施設	延床面積	17,471.37 m <sup>2</sup>
対象施設	中津市クリーンプラザ，一般廃棄物埋立処分場，中津市清掃センター，旧塵芥清掃工場				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の運転管理と適切な定期点検により現状把握を行い、既存の計画（中津市クリーンプラザ長寿命化整備計画）と整合を図りながら、予防保全による長寿命化を図ります。</li> <li>・利用を休止している施設（旧塵芥清掃工場）は、危険度や財政状況を勘案しながら、解体を行います。</li> </ul>				

区分	火葬場	施設数	4施設	延床面積	3,047.85 m <sup>2</sup>
対象施設	中津市風の丘葬斎場，本耶馬溪町火葬場，清浄苑，常光苑				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の運転管理と適切な定期点検により現状把握を行い、予防保全による長寿命化を図ります。</li> <li>・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、中長期的な火葬者数の推計や地理的状況を勘案しながら、集約化を検討します。</li> </ul>				

## 13.未利用公有財産

区分	未利用公有財産（普通財産）				
対象	建物：64施設、18,738.43 m <sup>2</sup> 土地：10,630,330.82 m <sup>2</sup>				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の公共施設の建替え用地等への用途転換に適していると判断される公有財産は、優先的に用途転換を行います。</li> <li>・地域づくりの課題等を踏まえ、地域活動拠点や高齢化社会に対応する福祉施設、そのほか新たなビジネス拠点など、市の施策上、導入が望ましいと判断される施設整備を進める場合は、資産活用の提案を公募し、貸付による財産の有効活用を図ります。</li> <li>・将来的に市の利活用がなく、保有する必要のない公有財産は、地域の理解を得た上で、民間等へ売却処分します。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 14. インフラ資産

区分	道路
対象	市道：1,840 路線、896,700m 農道：2,097 路線、376,301m 林道：135 路線、229,781m
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故防止と道路交通の安全性を確保するため、日常的な道路パトロールや定期的な点検を実施することで、危険な箇所や道路通行に支障を及ぼすおそれのある箇所の現状確認を行い、緊急性や安全性等を総合的に勘案しながら、計画的な維持・修繕等に取り組みます。</li><li>・今後整備が必要となる道路については、財政状況を勘案しながら、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とします。</li></ul>

区分	橋りょう
対象	コンクリート床版橋：653 本、9,246m、48,615 m <sup>2</sup> 鋼橋：42 本、1,163m、6,546 m <sup>2</sup> 石橋：39 本、706m、2,905 m <sup>2</sup>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路法施行規則（国土交通省）で義務付けられた5年に1度の近接目視点検により、各施設の劣化損傷状況を適切に把握し、計画的な予防保全に取り組みます。</li><li>・道路交通の安全性を確保するため、平成24年度策定の「中津市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、財政状況を勘案しながら、橋りょう規模や路線の重要度等により維持管理水準を設定し、メリハリを付けた老朽化対策を行います。</li><li>・利用頻度や重要度等の低い橋りょうが老朽化した場合は、廃止も含めた幅広い検討を行います。</li></ul>

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	下水処理施設	施設数	8 施設	延床面積	2,143.53 m <sup>2</sup>
対象施設	<p>【農業集落排水事業】 北原地区処理場，洞ノ上地区処理場，三光地区処理場，樋田地区処理場，平田地区処理場，下郷地区処理場，柿坂地区処理場，戸原地区処理場</p> <p>【農業集落排水事業】 汚水管： 77 km</p> <p>【小規模集合排水処理事業】 汚水管： 1 km</p>				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中津市地域防災計画」に基づき、耐震性や耐浪性の向上を図るために、管路施設等の点検・補修や処理場の耐震化・停電対策を行います。</li> <li>・施設を更新する際は、人口動態等を踏まえ、耐震性・耐浪性や受益者の費用負担を勘案した上で、施設のあり方について検討します。</li> <li>・農業集落排水処理施設は、平成 27 年度策定の「農業集落排水事業最適整備構想」に基づいて計画的な改築・更新を実施し、「中津市汚水処理施設整備構想 2015」に基づき、維持管理に係る財政負担を抑制する設備等の導入を検討します。</li> </ul>				

※経理内容の明確化および透明性の向上を図り、より一層の経営の効率化と健全化を推進するため、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）は平成 31 年 4 月に公営企業会計へ移行しました。

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 15. 公営企業会計施設

区分	水道事業会計	施設数	19 施設	延床面積	—㎡
対象施設	三口浄水場，宮永浄水場，土田地区浄水場，臼木住宅浄水場，成恒住宅浄水場，アメニティかみまくさ浄水場，上曾木地区浄水場，樋田地区浄水場，下曾木地区浄水場，屋形地区浄水場，柿坂地区浄水場，平田地区浄水場，百谷地区浄水場，島地区浄水場，山浦地区浄水場，鳴良・山移地区統合浄水場，守実浄水場，槻木浄水場，草本・小屋川統合浄水場  導水管： 2.39 km 送水管： 18.73 km 配水管： 564.16 km				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（旧）簡易水道事業は平成 29 年度に水道事業会計（公営企業会計）と経営統合し、統合後は「中津市水道ビジョン」に基づき、良質で安全な水の供給ができるよう、ライフラインとしての機能向上を図りつつ、経営基盤の強化を図ります。</li> <li>・基幹管路を中心に更新を進め、漏水が発見された管路は「管路更新計画」を作成します。</li> <li>・電気設備は正確な数値情報を得るために欠かせないものであるため、予防保全の考えに基づいた維持管理を実施することでコスト削減を図ります。</li> <li>・「中津市地域防災計画」に基づき、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」や「水道施設耐震工法指針」等により、配水管や浄水場の耐震化・停電対策を行います。</li> <li>・施設を更新または新設する際は、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、最新の耐震基準に基づいた信頼性の高い構造とします。</li> </ul>				

区分	病院事業会計 診療所事業会計	施設数	1 施設 1 施設	延床面積	21,350.00 ㎡
対象施設	中津市民病院、小児救急センター				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県北部医療圏唯一の公立病院であることから、救急医療、周産期医療、小児医療など、地域において市民より求められる必要な医療提供体制の確保を図るとともに、「新中津市民病院改革プラン」に基づき、より効率的な施設管理や経費削減に努めます。</li> <li>・小児救急センターについては、夜間休日における小児医療体制として、乳幼児から中学生までの初期救急に対応する医療体制の整備を図ります。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

区分	下水道事業会計	施設数	5 施設	延床面積	19,005.27 m <sup>2</sup>
対象施設	中津終末処理場，中津川江三竹雨水幹線樋管操作室，米山雨水ポンプ場，山国浄化センター，三光中継ポンプ場  污水管： 254 km 雨水管： 9 km				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中津市地域防災計画」に基づき、耐震性や耐浪性の向上を図るために、管路施設等の点検・補修や処理場の耐震化・停電対策を行います。</li> <li>・施設を更新する際は、人口動態等を踏まえ、耐震性・耐浪性や受益者の費用負担を勘案した上で、施設のあり方について検討します。</li> <li>・現在は「下水道長寿命化計画」に基づく改築・更新を行っていますが、今後は策定予定としている「下水道ストックマネジメント」に基づいて、長寿命化事業を実施します。</li> </ul>				